

第1回 まちづくり常任委員会会議録

令和4年2月28日(月)
委員会議室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時36分)
- 2 調査事項
 - (1) 総務財政課所管
 - ①令和4年度幌延町各会計予算(案)の概要について
 - (2) 保健福祉課所管
 - ①新型コロナウイルスワクチン追加(3回目)接種について
 - ②町内居宅介護サービスの充実(訪問看護事業開始)について
 - (3) 住民生活課所管
 - ①令和4年度における幌延町国民健康保険の税率等について
 - (4) 産業振興課所管
 - ①令和4年度農業経営に係る支援事業について
 - (5) 建設管理課所管
 - ①下水道管路改修工事に係る詳細設計業務について
 - ②除雪車運行管理システム改修業務について
 - (6) 企画政策課所管
 - ①地域コミュニティ形成事業について
 - ②オトシルイ風力発電更新事業について
 - ③幌延町産業・地域振興センター空調設備改修事業について
 - ④地域内消費促進緊急対策プレミアム商品券発行事業について
 - ⑤商工業支援事業について
- 3 その他
- 4 閉会宣告(16時25分)

○出席委員(7名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	2番	佐藤忠志
委員	1番	高橋秀明
委員	4番	植村敦
委員	5番	無量谷隆
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之

○出席説明員

町長	野々村仁
副町長	岩川実樹

總務財政課長 藤井和之
保健福祉課長 村上貴紀
住民生活課長 古草勝
産業振興課長 山本基繼
建設管理課長 島田幸司
企画政策課長 角山隆一

保健 G 主幹 山本恵美
企画振興 G 主幹 山下智昭
建設管理課技術長 植村光弘

生活環境係長 長山慎吾
稅務係長 村元夏輝
農政係長 新野貞治
土木係長 若杉忍
上下水道係長 宮下勇人
商工觀光係長 伊山英貴
企画調整係長 梶 淳

管理 G 主任 藤原潤
生活 G 主事 浅海太郎

事務局 長 早坂敦
主 事 満保希来

○議会事務局出席者

齋賀委員長

それではただいまより令和4年第1回まちづくり常任委員会を開催したいと思います。

ご着席ください。

本日の委員会は7人委員で、皆さん出席です。早速、開会を宣言して始めたいと思います。

最初に、野々村幌延町長にご挨拶をいただきたいと思います。

野々村町長

おはようございます。

令和4年の第1回のまちづくり常任委員会にご参集をいただきまして。ありがとうございます。

3月定例会に向けての予算説明から始まり、いろんな案件、条例改正を含めまして、今回12件ほどの件数があるという、せんだって16日、コロナがこれだけ管内に蔓延をしなかったら、16日にやれば、もう少し楽に消化出来たんですけども、16日のちょっと様子を見て、管内ようやく昨日時点でも少し下がりつつある、13名程度に昨日時点でなってきたということもあり、今日28日、全案件を何とか消化したいと思いますので、スピーディーに、簡潔明瞭に、ちょっと議事を進めさせていただければありがたいなと思ってますので、よろしく願いいたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。

それでは早速調査事項に入っていきたいと思います。

式次第に則って1番の総務財政課所管、令和4年度幌延町各会計予算案の概要についての説明を求めたいと思います。

藤井総務財政課長

それでは、令和4年度幌延町各会計予算(案)の概要について、お手元に配布の各会計予算説明資料によりご説明申し上げます。

なお、新年度各会計予算説明につきましては、本会議において提案理由説明をすることから、内容については主な事項の説明とさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、2ページをお開きください。

1、各会計別当初予算総括表をご覧ください。

令和4年度幌延町各会計予算の合計は60億9,353万3千円で、前年度当初予算対比3億9,741万3千円、7.0%の増で、一般会計予算は47億円で、前年度当初予算対比2億6,600万円、6.0%の増となっています。

増額の主な要因は大型事業である、上幌延開進地区農業用水道施設改修事業や、建設機械整備事業、総合スポーツ公園改修事業、自治体情報セキュリティ強化対策事業、町道3条仲通線道路改良事業などです。

下の表、2の当初・繰越予算の状況をご覧ください。令和3年度一般会計予算の繰越明許費は、このたびの3月定例会に提案予定の補正予算で設定する1億9,095万9千円が、令和4年度の繰越となります。

この繰越を合わせますと、一般会計の合計は48億9,095万9千円、全会計の合計は

62億8,449万2千円の予算規模となります。

それでは一般会計予算の主な増減について、説明いたします。

始めに歳入ですが、9ページをお開きください。1の1歳入款別予算額の内訳の、右側の増減欄をご覧ください。

1款町税では1,352万1千円、2.4%の減となっておりますが、償却資産の減価に伴う固定資産税の減少が要因です。

6款法人事業税交付金は、税制改正に伴い法人税割の減収分の補填措置として、令和2年12月補正で初めて予算計上されておりますが、令和4年度までは経過措置による算出となり、令和4年度は600万円の計上です。

10款地方交付税では2億円、10.2%の増で、予算額は21億7千万円を計上しています。うち、普通交付税では前年度当初予算より1億8千万円の増で19億5千万円を計上、特別交付税は交付実績を勘案して2億2千万円の計上となっております。

以下、事業費等に係る国、道などの支出金、財源に係る繰入金、受託事業収入など、資料記載のとおりとなっております。

次に歳出ですが、14ページをお開きください。

上の表、1の1歳出款別予算額の内訳の右側の増減欄をご覧ください。

1款議会費では457万4千円、8.5%の減ですが、主な増減としては、人件費などでございます。

2款総務費では6,002万8千円、9.1%の増で、主な増減としては、自治体情報セキュリティ強化事業でサーバー機器等更改、戸籍住民基本台帳事業のコンビニ交付システムの更改、自治体オンライン手続き推進事業などによる増となっております。

3款民生費では904万円、1.2%の減で、主な要因は、国民健康保険診療所特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、児童福祉施設人件費は職員の減少に伴う減や、こぎくら荘支援事業の運営費支援の補助金や高齢者等交通費助成事業などによる増となっております。

4款衛生費では2,205万1千円、8.7%の増で、主な要因は、保健衛生人件費は職員配置換えによる1人増、クリーンセンター屋上防水改修工事の実施に伴う西天北五町衛生施設組合負担金の増、歯科診療所運営事業では医療機器更新などに伴う増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の減も含まれております。

6款農林水産業費では1億2,338万円5千円、18.1%の増で、主な要因は、新規計上として農業支援員活動事業929万円の増のほか、継続事業として実施している上幌延開進地区農業用水道施設改修事業6,708万円、問寒別地区道営畑地帯総合整備事業3,321万2千円の工事費の増、豊かな森づくり事業1,024万8千円の増などとなっております。

7款商工費では284万5千円、1.9%の増で、主な要因は、新規計上として商工業事業継承奨励事業200万円、商工業経営力強化実装支援事業500万円、商工業等振興促進事業の減などでございます。

8款土木費では1億2,686万5千円、18.8%の増で、主な要因は、公営住宅長寿命化改修事業は令和3年度2棟の実施に対し、令和4年度は1棟となることから1,250万7千円の減、町道舗装補修事業602万8千円の減のほか、新規計上として、建設機械整備事業ではロータリー除雪車の購入、河床堆積土砂除去事業、下水道事業特別会計繰出金など

を計上しております。

9款消防費では4,420万6千円、24.4%の減で、主な要因は、北留萌消防組合負担金のうち高規格救急車購入、デジタル無線設備機器更新の完了に伴う減などです。

10款教育費では3,260万8千円、8.8%の増で主な要因は、総合スポーツ公園改修事業3,568万4千円、スクールバス整備事業400万1千円、幌延町民プール改修事業345万6千円の増、総合体育館外構補修、学校施設等修繕、公用車更新の事業完了に伴う減などでございます。

12款公債費では4,396万2千円、6.6%の減で、元金4,176万8千円の減、利子219万4千円の減で、町債の借入残高の減少により減額になっています。

以上が歳出の主な増減でございます。

19ページをお開きください。

(6) 町債の発行事業です。

一般会計の町債の令和3年度末現在高は34億4,530万5千円の見込みで、令和4年度の発行見込額は6億2,690万円、償還元金は6億1,154万3千円で、令和4年度末現在高は34億6,066万2千円になる見込みとしております。

20ページをお開きください。

(7) 基金積立・取崩額及び充当事業です。

一般会計が所管する基金の令和3年度末現在高の合計は58億1,537万3千円の見込みで、令和4年度の積立額は1億2,441万円、取崩額は2億931万円で、令和4年度末の基金現在高の合計は57億3,047万3千円になる見込みでございます。

取り崩し予定の主な基金は、ふるさと創生基金9,250万円、ふるさと応援基金1,510万円、公共施設等整備基金5千万円、エネルギー施策等振興基金490万円、地域公共交通活性化基金1,800万円です。

取り崩しは、町債の繰上償還や地方創生事業、公共施設等の整備・補修事業等の財源になります。基金に依存した予算に注意を払い、将来を見据えた健全な財政運営に努めてまいります。

25ページから31ページは主な事業の概要と繰越事業の概要を掲載しております。

32ページの表は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に関する事業を再掲してまとめた表となっておりますので、後ほどご参照願います。

33ページからは、特別会計予算の概要を掲載しております。

国民健康保険特別会計ですが、(1) 歳入歳出款別予算額の内訳をご覧ください。

予算額4億2,058万7千円で、前年度との増減は8,533万1千円、25.5%の増です。主な増減としては、歳入では国民健康保険税で415万3千円の減、道支出金では普通交付金と、国保診療所の運営費補助に係る特別調整交付金などで9,320万1千円の増、繰入金193万6千円、繰越金1,010万円の減などでございます。

歳出では総務費225万4千円の増、保険給付費6,633万3千円の増、北海道に保険料として納める国民健康保険事業費納付金532万8千円の減、保健事業費で65万7千円の増、諸支出金で2,841万6千円の増などでございます。

次に、34ページの国民健康保険診療所特別会計ですが、予算額は3億8,193万8千円で、前年度との増減は1,507万9千円、4.1%の増です。

主な増減としては、歳入では入院料で17万6千円の減、外来診察料で585万3千円の増、歳出では診療所業務費905万円の減、医療機器等整備事業2,350万9千円の増、照明設備LED化改修事業で332万1千円の増、医師業務強化費で223万5千円の減などでございます。

35ページになります、後期高齢者医療特別会計ですが、予算額4,526万6千円で、前年度との増減は147万8千円、3.2%の減です。

主な増減としては、歳入では繰入金174万円の減、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金128万4千円の減などです。

次に、36ページの介護保険特別会計ですが、保険事業勘定は、予算額2億2,737万2千円で、前年度との増減は454万4千円、2.0%の減です。主な増減としては、歳入では介護保険料253万5千円の増、国庫支出金171万9千円の減、繰入金791万6千円の減、繰越金108万7千円の増です。

歳出では総務費793万6千円の減、保険給付費595万4千円の増、地域支援事業費256万2千円の減などです。

37ページの介護サービス事業勘定は、予算額797万2千円で、前年度との増減は11万2千円、1.4%の減です。主な増減としては、歳入ではサービス収入で230万4千円の増、繰入金241万6千円の減、歳出では総務費、事業費併せて11万2千円の減です。

介護保険特別会計の予算総額は2億3,534万4千円、前年度との増減は465万6千円、1.9%の減となります。

次に、38ページの簡易水道事業特別会計ですが、予算額は8,971万4千円で、前年度との増減は1,255万4千円、16.3%の増です。

主な増減としては、歳入では使用料及び手数料で141万6千円の減、繰入金957万2千円の増、諸収入90万5千円の減、町債530万円の増です。歳出では水道管理費で898万3千円の増、水道整備費1,342万2千円の増、受託事業費、積立金、公債費併せて985万1千円が減となっております。

39ページの下水道事業特別会計ですが、予算額2億2,068万4千円で、前年度との増減は2,458万3千円、12.5%の増です。

主な増減としては、歳入では使用料及び手数料で98万4千円の減、国庫支出金で930万円の増、繰入金1,946万7千円の増、町債320万円の増です。

歳出では一般管理費492万8千円の減、施設管理費で1,309万7千円の増、施設整備費で1,898万1千円の増などがございます。

概要の説明は以上となります。本会議において、詳細な提案理由を申し述べさせていただきます。また、予算委員会においては、質疑をお願い申し上げます。

以上、令和4年度幌延町各会計予算の概要についての説明を終わります。

斎賀委員長

ありがとうございます。

ただいまの令和4年度幌延町各会計予算案の概要について、この場で今、特段お聞きしたいことがありますか。

意見のある方は、指名を受けてから発言してください。

高橋秀明委員

今、課長が最後の方に説明した簡易水道事業特別会計の件なんですけども、これに繰入金が増大したということで、恐らく水道整備費なんかの増に充てたと思いますけども、この繰入金というのは一般会計から持ってくるものと理解してよろしいでしょうか。

藤井総務財政課長

そのとおりでございます。

高橋秀明委員

了解しました。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

あと、予算特別委員会での質疑、進行、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、以上をもちまして総務財政課所管の調査事項については閉じたいと思います。

委員の皆さんその場で、休憩してください。

(10時56分 休 憩)

(10時59分 開 議)

それでは休憩を解いて会議を再開したいと思います。

調査事項2番、保健福祉課所管、新型コロナウイルスワクチン追加3回目接種についての説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

新型コロナウイルスワクチンの追加接種について、ご説明の方させていただきたいと思ひます。

本町における新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況につきましては、その概要を随時報告させていただいておりますけれども、先週から高齢者向けの3回目接種をスタートいたしましたので、今後の接種スケジュール等について、お手元にお配りさせていただいております資料に基づきご説明をさせていただきます。

資料の表紙をめくっていただきまして1ページをご覧ください。

はじめに接種対象者についてですけれども、3回目接種は2回目接種を完了した日から一定の期間が経過した18歳以上の方が対象となります。

一定の期間というのは、8ヵ月を基本とし、対象者区分ごとに接種間隔6ヵ月以上で前倒しすることが可能となっております。

対象者数につきましては、2回目接種完了実績を基に、町民が約1,740人、本町に住所を有しない住所地外接種希望者につきましては、約250人、全体で2千人程を見込んでおります。

次にワクチン配分確定数ですけれども、ファイザー社製が1,260回分、武田・モデルナ社製が400回分、計1,660回分が、既に配分されておりますけれども、対象町民比で約100回分、全体で約300回分が足りていないものと考えておりますが、国及び道の配分計画において、4月上旬までは追加配分が予定されていない状況でありますので、早くても4月下旬以降に残りの追加の配分はされるものと考えております。

次のページをお開き願ひます。

次に接種スケジュールについてでありますけれども、3回目接種につきましても、医療従事者を

最優先とし、1月14日に54名に接種を実施し、その後、ワクチンの配分時期と診療所長のスケジュール等により、先週24日木曜日に、こざくら荘入所者と施設職員合わせて66名、25日金曜日には北星園及びグループホーム入所者と施設職員合わせて156名への接種を各施設にて実施しております。

また、一昨日と昨日の2日間で、保健センターを会場に施設入所者以外の高齢者向け集団接種として486名の接種を完了いたしました。

今後は、3月5日土曜日に問寒別生涯学習センターを会場に、午前中は高齢者向けとして84名、午後からは64歳以下の一般向けで150名、翌週12日土曜日と13日日曜日の2日間で、保健センターを会場に64歳以下の一般向け集団接種を524名の定員で実施することとしており、既に予約受付を完了しております。

3月13日の接種までで、約1,460人、約80%の3回目接種が完了する見込となっております。

最後に、その他としまして、小児へのワクチン接種に関する事項について現状を報告させていただきたいと思っております。

5歳から11歳までの対象者は約130人で、使用するワクチンは、12歳以上に使用しているワクチンとは異なるファイザー社製のワクチンで、3月第1週に100回分が配分される予定となっております。

小児につきましても、3週間以上の間隔をあけて2回の接種が必要であることから、50人定員で1回目を3月6日、日曜日の午前、2回目を3月31日、木曜日の午後、いずれも保健センターを会場に実施することとし、既に予約受付を完了しており、50名定員の予約が既に済んでおります。

3回目接種用ワクチンにつきましても、小児用ワクチンにつきましても、今後の追加配分計画について示されていないため、4月以降の接種計画が立てられない状況であります。配分が決定され次第、早い時期に接種が完了出来るよう診療所長と調整しながら実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。概要の説明とさせていただきます。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまのワクチン3回目接種について委員皆さんから意見がありましたら、指名を受けてから発言してください。

植村委員

3回目の接種始まったということで、一般っていうか高齢者から始まったということで、ご苦労様でございます。

前回2回目までは、近隣の町村から見ても結構早い時期に接種が開始されたと思っていたんですけども今回、2月の末日になったという、何か理由があったんでしょうか。

村上保健福祉課長

当初、国のほうから、接種間隔8ヵ月ということで周知がされ、ワクチン配分量についても、その分での配分ということでの決定等がなされてきておまして、8ヵ月の間隔での接種準備を進めていたところでした。

ただその後、7ヵ月前倒し、6ヵ月前倒しというような状況から、少しでも接種対象者を

広げたいというところから、田川所長の接種可能な日というところでの調整をしたときに、この時期にスタートということになったというところでございますので、ご理解のほどお願いいたします。

植村委員

ということは、事前に3回目のワクチンの絶対数、配布されてなかったということではなくて、接種作業の日程の関係で、この時期になったということに理解してよろしいのでしょうか。

ちまたにはワクチン、絶対量、各自治体に配布されてないんじゃないかと。今回特に早くに始まったのが、都市部が早くに始まって、地方が後になったというふうな傾向があったんで、何かそういったような影響あったのかなというふうに考えていたんですけども。

村上保健福祉課長

ワクチンの配分につきましては、1月の時点で今現在配分されているワクチンについては、配分がされていたというところで、確定が1月中だったというところで、それから日程を調整し、予約等の接種順位、高齢者への連絡等に時間を要するというところからのスタートとしてですね、事務準備というところで、あと接種する側の、医療側のスケジュールというところで、この時期になったというところで、ただ一般向けのワクチンについては、いまだ希望者全員分の確保については、まだされていないという状況であるというところであります。

植村委員

今回のコロナの新型の新しい変異型の感染率がすごい高い感染率であるということで、町民の間からも、早くに3回目を前倒しでやるって言ってるんだから、打ちたいですよっていう話が随分、いろいろといろんな方面から聞かれてたんですよ。そして同時に、各近隣の町村はもう2月の中旬ぐらいから、ほとんど始まっている、打ち終わっているというような状況もあったんで、うちの町どうしたんだろうねというような声も聞かれたんで、今聞いてみたところです。

また、ほとんどが全員ファイザー社のワクチンだと思ってたら、今見たらモデルナ社も入っているということで、これはどういうことで振り分けたのか。絶対数が足りなくてモデルナ社を使ったということなのか、その辺の。

村上保健福祉課長

ワクチンの種類につきましては、各自治体で選ぶことが今回出来ないということで、幌延町としては、1回目、2回目がファイザー社製ということで、どうしてもファイザー社製の打ちたいという声が多いうところもありまして、希望としてはファイザー社製ということで、希望の取りまとめ、1回目のときにはしてたんですけども、3回目の接種のワクチンにつきましては、国から道、道から市町村という配分については、希望の取りまとめはなく、決められた物でという配分だったということから、ファイザー社製のワクチンの後、幌延町についてはモデルナ社製が400回配分がされてきたと。そのワクチンを使用しないと、町民、希望者に対する接種が進まないということから、ファイザー社製のワクチンを使い切った後、モデルナ社製のワクチンを使用して一般向けということで、実施するというふうに決めました。

で、高齢者についても、モデルナ社製のほうが3回目交差接種したほうが、抗体数が高く

つくつと、いような報道もされていることから、高齢者がモデルナ社製を接種したいといような希望があれば、この3月のモデルナ社製に、ちょっと時期は遅くなるけれども、それでもよければ、モデルナ社製で接種をといすることも可能だといような周知をさせていたできました、実施はしましたが、そのような希望はなかったといことで、一般のほうでモデルナ社製を使用するといことにしております。

また今後、4月以降の配分計画が、今、決定といかですね、予定では出ておりますけれども、予定の中でも、既にモデルナ社製の配分といことの予定となっていることから、この後、入ってくるワクチンについてはモデルナ社製になるといふような認識を担当課のほうではしているといところでは。

植村委員

わかりました。

なかなかモデルナは打ちたくないなんてい人も出たりなんかして、その辺の調整が大変でないのかなといふうに感じております。

できるだけそいような抗体が、有効になるんだといようなことのPRをしながら、使っていかなければならないのかなと思っておりますけれども、もう一つ、ここに出てる一般の18歳から64歳までの方が約900名といことになってますけれども、そのあとの5歳から11歳の接種についてってことで載ってますけれども、この真ん中の17歳から12歳までか、その間ちゅうのは、どんなような扱いになってるんでしょうか。

村上保健福祉課長

12歳から18歳までの接種については既に1回目2回目の接種が、年齢到達している対象者については、既に完了をしております。

で、3回目接種の対象者が、接種日当日で18歳以上とい対象になっていることから、今回の報告には入っていないといかですね、ここから先に計画されている対象年齢の報告とさせていただきます。

斎賀委員長

ほかに。委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、ワクチンの接種のほうは、またよろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、続きまして、町内居宅介護サービスの充実、訪問看護事業開始についての説明を求めたいと思ひます。

村上保健福祉課長

それでは、保健福祉課報告事項2件目になりますけれども、町内居宅介護サービスの充実について、令和4年度から新たに訪問看護サービスを提供できる体制を整えることといたしましたので、その内容についてご説明させていただきます。

現在、町内において提供が行われている居宅介護サービスにつきましては、社会福祉協議会が実施する訪問介護サービス、幌延福祉会が実施する通所介護サービス及び短期入所生活介護サービス、町内外の指定事業所が行う福祉用具貸与及び購入、そして住宅改修のサービスで、訪問系サービスの充実が求められているところでございます。

住み慣れた地域で安心した暮らしを継続していただけるよう、保健・福祉・医療の連携により、包括的できめ細やかな支援を受けることができる地域づくりを目指しまして、第8期

幌延町介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定時に実施しましたアンケート結果等をふまえて、各関係機関と検討を重ねてまいりました。

施設入所や町外転出されたケースのうち、訪問看護サービスが受けられることにより、本町での在宅生活を継続出来たケースが少なくない状況であることがありますので、訪問看護サービスの提供体制を整えることが必要であると判断いたしまして、このたび本サービスの提供体制の構築について検討した次第であります。

それでは制度の概要説明に入らせていただきますが、説明は保健グループ主幹山本からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

山本保健G主幹

それでは資料のほうをご覧ください。

まず、訪問看護事業とは、病気や障害を持った方が住みなれた地域やご家庭で、その人らしい療養生活を送れるように支援するサービスです。

地域の訪問看護ステーションや医療機関から、看護師や理学療法士などが、その方が生活する場所へ訪問し、医療的ケアを提供していきます。

訪問看護の目的は、自立への援助を促し、その方らしい療養生活を支援することです。

訪問看護の主なサービス内容としましては、身体の清潔や食事介助、病気等の確認、医師の指示による医療処置、そのほか在宅酸素や人工呼吸などの管理、床擦れ防止の工夫や指導など、その他にも項目として挙げていますが、このようなことが主なサービスの内容となっております。

訪問看護を受けるための条件としましては、病気や障害を持ちながら、在宅療養する人は全て対象になりますが、その方の疾患や年齢などによって、介護保険と医療保険のどちらを利用できるかが異なってきます。いずれの保険も必ず主治医意見書の訪問看護の指示書が必要となってきます。

幌延町の居宅介護サービスの状況です。

先ほど村上課長のほうからも町内のサービス状況についてはご報告させていただきましたが、今行っていない訪問看護としましては、稚内市のら・ぷら一さのほうから、過去に理学療法士、言語聴覚士の派遣を受けていた時期もありましたが、町内の利用者が入所等になったことや、事業所側の事業が増えて、稚内市以外の新規の利用者が難しくなっていて、現在幌延町のほうでら・ぷら一さはのほうからの訪問看護事業は、受けることが出来ないような状況です。

過去には、北海道総合在宅事業団による訪問看護ステーションを保健センター内に置き、平成14年から17年3月末まで設置していましたが、利用者が少なく、契約を解除していた経過があります。

次のページをご覧ください。

訪問看護事業の必要性としまして、人工肛門や在宅酸素などの処置を受け、退院する際に病院の地域連携室から、訪問看護を利用したい連絡が入ることが最近増えてきています。

過去には、高齢の方が訪問看護がないことで、幌延に戻ることを諦めて、ほかの町の施設に入所することもありました。また、糖尿病によるインシュリン自己注射など、必要な方がふえてきているような現状です。

担当ケアマネが訪問看護を利用した方がよいと考える利用者として、令和4年の1月

現在で、数字のほうを出してみました。

現在、要支援1から要介護5まで認定を受けてる方が108名いらっしゃいます。

そのうち、在宅サービスを利用されている方が56名いらっしゃいます。

そのうち、先ほどのサービスの内容とすり合わせていき、担当のケアマネジャーが訪問看護を使っていけるといいなというふうに考えている利用者さんが12名ほどいらっしゃいます。

訪問看護を実現していくために、以上の現状から、関係機関、診療所職員、保健福祉課、福祉グループ、保健グループで、幌延町で最後まで安心して暮らせられる地域包括ケアについて勉強会を重ねました。その結果、訪問看護の必要性が挙げられて、管内の状況や訪問看護の事業形態について検討を行いました。

2枚目にある管内訪問看護等の事業状況ということで、A3の横判の資料を添付していますのでご覧ください。

そちらのほうに、管内、枝幸町、中頓別町、浜頓別町、猿払村、豊富町と隣町の天塩町の訪問看護、または在宅サービスに関わる資料のほうを、一覧のほうにまとめてあります。

今回は訪問看護ということで、ご報告したいんですけれども、中頓別町と猿払村は町の国保病院のほうで行っています。

中頓別のほうは、その時点では2名ぐらいの利用者でした。

猿払村のほうでは、しっかり事務所のほうも保健センターのほうに置いているということで、要介護と要支援合わせて22名ほどの利用者がいるということでした。

浜頓別のほうは、みなしで行っていましたが、実際に利用されているような方はいないというような報告でした。

あと、枝幸町と天塩町に関しましては北海道の総合在宅ケア事業団を利用されていました。

豊富町に関しては、今年の3月ごろから、病院のほうでみなしとして実施してまして、実際には看護師長さん1人が活動しているような状況ではあるんですけれども、主に退院時の支援というような形で、実にしたら3、4名ということで、今年度に関しては、大体延べ30人ぐらいの利用者を見込んでいるというような状況でした。

それを受けて、うちの町のほうでも、町で訪問看護を実施した場合のシミュレーションということで、別紙2というA4の資料があると思います。ご覧ください。

まず、幌延町のほうに、訪問看護ステーションを設置する場合は、

こちらのほうは、改めて専用の事務所が必要になってきます。

ドクターの指示書は、田川先生、幌延の国保診療所長に関わらず、ご本人たちが、主治医とする先生の意見書があれば利用することは出来ます。

訪問看護ステーションを実施するには、職員が看護師3名以上必要ということになります。

その上で、町が負担する新たな人件費としまして、30代、40代、50代1名ずつ3名ぐらいの看護師の人件費を想定しまして、大体約3名で2,200万円相当の人件費となります。

負担金につきましては、直近で豊富町のほうが準備したというような金額を参考にさせていただきまして、備品購入で30万円ぐらい。システム関係で、月大体10万円ほどかかっているということで、初年度の経費はここで150万円ぐらいかかるということで算定しております。

初年の収支としまして、収入としては、サービスを提供した分、950単位掛ける144回というのは、要介護の方が3人毎週1回、1年間利用した場合ということで、収入のほうを算出しています。こちらのほうが、大体136万8千円となります。

支出に関しては人件費と、先ほどの備品購入等の負担金合わせて2,350万円ほどで、収支としましては、マイナス2,213万2千円となります。

もしも診療所のほうでみなしとして実施した場合です。

みなしとして実施する場合は、主治医の意見書は必ず国保診療所の所長になります。ですので、ほかの病院にかかっていた方は、必ず田川先生のほうに受診して、先生の指示が必要ということになります。

こちらのほうは、今現在働いている、診療所の看護師が対応することになりますので、新たな人件費等はありませんけれども、実際、今の現場の看護師さんたちが、訪問看護をするというのはなかなか大変だというような状況です。

負担金などに関しては改めて、同じように備品購入システム関係の金額が必要になってきますのでこちらのほうも、年間150万円ぐらいの金額を想定しています。

で、みなしで行った場合には、収入のほうは950単位から577単位に変わりますので、収入が83万880円となります。

収支としましては、支出の分を踏まえて、マイナス66万9,200円相当と算出しました。

今現在、天塩町のほうに、北海道総合在宅ケア事業団がありますので、そちらのほうから派遣をしていただいた場合です。

そちらのほうは、主治医のほうは、ご本人たちが現在かかっている主治医からの意見書があれば大丈夫です。

配置のほうは、天塩町のサブステーションのほうに、看護師が既に4名いらっしゃいます。負担金につきましては、年会費、毎年これは利用者さんがいるいないに関わらず70万円経費としてかかります。初年度につきましては、入会金10万円、拠出金75万円、初年度合計として155万円必要になってきます。

初年の収支としまして、収入は訪問看護ステーションのほうに入りますので、町のほうにはありません。

支出としましては、負担金等で155万円かかるというようなことです。

こちらのほう2年目以降には、年会費だけの70万円となります。

実施可能な時期なんですけれども、幌延町の国保診療所のほうで行って、幌延町で行っていくとなると、人員の確保等から、まだ時期としては未定なんですけれども、もし事業団のほうに依頼するような形になった場合には、令和4年4月から、こちらのサービスのほうを事業開始が可能です。

以上のことから、関係機関で勉強した結果、体制が整っている北海道総合在宅事業ケア事業の天塩サブステーションのほうから派遣してもらうことが、いち早く実現させることができるのではないかとこのように考えました。

先ほどのA4の資料のほうに戻らせていただきまして、8番をご覧ください。実際に訪問看護事業を開始した際に関わる経費として、こちらのほうの表に上げています。

まず、①番としまして、利用者さんの負担額です。

介護保険で、要介護の方たちが、年間使った場合には、大体4万5,600円相当のご負担になります。要支援の方が、年間週1回使われた場合には、年間4万4,016円ぐらいになります。

医療保険で使われた場合には、単価は安いんですけども、交通費がかかりますので、年間5万5,440円ほどになります。

こちらのほうは、おおむね1割負担と、医療保険につきましては、個人の負担割合で多少金額のほうは変わってきます。

②としまして、介護給付費です。

こちらのほうは要介護で、実人数を3名として、年間利用をした場合ということで想定させていただいています。

3名使った場合、初回加算ということで、お1人につき3千円ずつかかります。

それと、1回につき9,500円掛ける144回ということで、合計金額137万7千円となりまして、ご本人たちは1割負担ですので、3人合わせての金額ですが13万7,700円。それ以外の9割分が、町の介護給付費となりますので123万9,300円となります。

次のページをご覧ください。

それとあわせて、事業団への負担金としまして、初年度に関しましては入会金、拠出金、年会費と合わせて155万5千円となります。

以上のことから北海道総合在宅ケア事業団と、令和4年4月1日から訪問看護事業を行う方向で現在調整しています。

一般会計、社会福祉管理費のほうに155万円を計上させていただき、介護保険特別会計保険事業勘定居宅介護サービス給付費としまして、先ほどの123万9,300円の部分を約124万円としまして、総額合計270万9千円を3月定例議会に提出させていただきたいと考えています。

説明のほうは以上です。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの訪問看護事業開始に向けての説明いただきました。

委員の皆さんから意見をいただきたいと思います。指名を受けてから発言してください。

高橋秀明委員

この天塩の北海道総合在宅ケア事業団のほうを使うという進め方を今準備中ということですね。

それでこの拠出金、赤い字で書いた75万円。これ毎年かかるものですか。

山本保健G主幹

初年度にかかる分としまして、入会金10万円、拠出金75万円で、翌年以降は年会費のみとなっていきます。

西澤委員

訪問看護ということでぜひ進めていってほしいというふうに思っています。

で、1点なんですけれども、令和4年度当初予算での算出の仕方なんですけれども、担当ケアマネが訪問看護を利用したほうがよいと考えている利用者が12名いるにもかかわらず、

当初予算で3名しか予算計上しないというのはどういう理由からでしょうか。

山本保健G主幹

現在、広域型の天塩町のほうのサブステーションのほうにも、看護師が4名いらっしゃるんですけども、天塩サブステーションのほうからは、天塩、遠別のほうにも派遣されています。幌延のほうにも派遣していただくということになりますと、まずは、あちらの受皿として、大体3名ぐらいからってというようなこととお話がありまして、私たちのほうでも、優先順位というか、早く使っていただいた方がいいかなっていう利用者さんのほうから、各ケアマネジャーのほうからお声かけしていきたいというふうに考えています。

西澤委員

そうするとあちら側の都合ということなんですけれども、そうすると例えば看護師をこの地域の中で、利用者が増えていくっていう場合に、看護師を増やさなきゃならないと。そうなった場合に、自治体負担が増えていく、参加自治体の負担金が増えていくってような考え方を、今から持っといたほうがいいのかというようなことで、認識でよろしいでしょうか。

山本保健G主幹

体制の職員の人数にかかわらず、また、利用者さんの人数にかかわらず、年会費は70万円ということので一律です。なので、初年度は155万ですが、2年度以降は70万円の定額で変わる予定はありません。

西澤委員

すいません。話が、質問がちょっと伝わってないようなので。

70万円というのはこれから負担金70万円ですよってなっていると思うんですけども、北海道財団のほうの都合で、まず幌延町が参加される場合も3名程度を想定していると。看護師が4名しかいないのでって話だと思うんですが、そのケアマネは12名利用したほうがいいのかという判断なので、その場合、全部の方がサービスを受けられるようにするには、そっちの財団のほうの体制を強化しなきゃならないってふうになると、看護師を増やしたりってようなことが想定されるのかなというふうに思っていて、そうなった場合、自治体の負担が70万では収まってこないのかなというふうに思っているんですが、その辺はどうなんだろうという質問でした。

村上保健福祉課長

私のほうからお答えさせていただきますけれども、年会費については、参加市町村で組織する運営会議みたいなものをつくって、その中で検討をしていくということにはなっておりますけれども、今現在の看護師の体制の中では、3名程度しか対応が出来ないと。ただ地域がら、看護師を増やしていく予定ではあるんですけども、ちょっと人材が不足していて、増やしたくても増やせない現状というところっていいですかね、人材がいなくてというところで、これで今人材が確保できれば、3名ならず、4名、5名という対応は、事業団のほうでもしていきますということの中となっております。

職員が増えれば、会費が増えていくだろうというところにはなってくるかと思うんですけども、職員を増やすためには、利用者も増えてくる。それについては給付費収入もあるというところで、利用者が増えて、職員が増えたとしても、会費が急に上がるというような想定は、事業団のほうも、加盟市町村についても、ないというところでもあります。

斎賀委員長

ほかに、委員、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、訪問看護事業開始については、また新しい何か情報等ありましたら委員会のほうにお知らせいただきまして、円滑に進まれるように、お互いにいい意見を出し合っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上をもちまして、保健福祉課所管の2つの調査事項についてはここで閉じたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、調査事項、住民生活課所管、令和4年度における幌延町国民健康保険の税率等についての説明を求めたいと思っております。

古草住民生活課長

それでは、令和4年度における幌延町国民健康保険の税率等について、お手元の資料に沿ってご説明申し上げます。

まず、国民健康保険税の賦課限度額は地方税法で定められており、本町国保税の賦課限度額についても地方税法と同額で規定しています。

国において、令和4年度から賦課限度額を医療給付費分で2万円、後期高齢者支援金分で1万円を引上げることが予定されています。

また、国保税の税率については、北海道国民健康保険運営方針の見直し期間である3カ年に合わせ、令和3年度に税率の見直しをする方針でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により賦課限度額が据え置かれたことから、本町においても税率を据え置いたところです。

しかし、令和12年度から保険料税率を道内で統一するにあたり、本町においては段階的に保険税率が上昇していくことが想定されており、令和11年度までは、激変緩和のために基金による補填のペースや配分に留意しながら、上昇の軽減を図っていくこととし、今後の納付金等の支出や会計全体の収入を考慮したうえで、令和4年度に保険税率と賦課限度額の引き上げについて、国保運営協議会にお諮りしたところ、承認を得たことから、資料中段以降の国保税率と賦課限度額の推移の令和4年度の欄に記載した内容のとおり、国保税条例の一部改正案の提出を予定しておりますが、根拠となる地方税法の改正が3月末となる見込みであることから、4月以降に開会される臨時会においてご審議いただきたいと考えております。

続きまして資料の2ページ目、未就学児童に係る均等割額の軽減についてご説明申し上げます。

これは、子育て世帯の負担軽減を図るため、国において全世帯を対象とした未就学児童に係る均等割額について、2分の1を減額することを決定しており、令和4年4月1日から施行され、本町においても令和4年度分の国保税から適用いたします。

所得に応じた均等割軽減措置を受けている未就学児童の場合については、均等割軽減措置を適用した後の額の2分の1を減額します。

資料中段以降の表については、各区分における均等割額の一覧となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上、令和4年度における幌延町国民健康保険の税率等についての説明とさせていただきます。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました、令和4年度における国民健康保険の税率等、ただいま説明のあったことについて、委員の皆さんから意見を伺いたいと思います。

指名を受けてから発言してください。

高橋秀明委員

この2ページ目の未就学児童に関わる均等割額の軽減について。この表を見て、この説明文の中にですね、令和4年4月1日から施行される、されますと、先ほど課長の説明のとおりなんですけども、今まではなかったのが、新たに施行されるという意味なんですかね。

古草住民生活課長

はい、そのとおりです。

高橋秀明委員

この未就学児童、減額分の真ん中の数字は分かるんですけども、左側の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分。これは、この未就学児童と関係ある数字でないような気がするんですけども、これ表記した理由についてちょっとお尋ねしたいんですけど。

古草住民生活課長

大変申し訳ございません。介護納付金分についてはこれは該当ございません。表記の誤りでございます。医療給付費分と後期高齢者支援金分のみが対象となります。申し訳ございません。

高橋秀明委員

医療給付費分と後期高齢者支援金分が、未就学児童との関連性、ちょっと理解が出来ないんですけど、詳しく説明してください。

古草住民生活課長

ご説明いたします。

まず、医療給付費分は、国保加入されてる世帯全員が負担すべき医療給付費分になります。

また、後期高齢者支援金につきましても、国保加入世帯、世帯員全てが負担しなければならない支援金分になりますので、未就学児童であっても該当してくるという形になります。

高橋秀明委員

僕は頭悪いから理解出来ないなどは認識するんですけども、未就学児童分だけの、上から真ん中の列ですね、3,900円、6,500円、1万400円、こういう、この数字だけが、何かの対比するために左側の均等割があるという意味なんですかね。その辺、説明願います。

古草住民生活課長

まず、表の見方でございますけども、医療給付費分の方で説明させていただきますが、本来、国民健康保険に加入した世帯につきましては、所得割それから平等割、均等割という種別の国保税がかかります。

その中の均等割額、1人当たりいくらかというような負担のところなんですけども、軽減なしと書いてある欄につきましては、所得による軽減を受けない通常の世帯が負担すべき1人当たりの均等割の額というのが2万6千円と定められています。

この額を未就学児童に当たっては2分の1、1万3千円を減額して、減額された後が1番右の欄が1万3千円になるということになります。

2割5割7割というのはそれぞれの世帯の所得に応じて、軽減される世帯がございますけども、軽減された場合における均等割の額というのが本来は2割軽減であれば1人2万8000円。

5割であれば1人1万3千円、7割軽減世帯であれば1人7,800円だったところ、未就学児童につきましては、それぞれ半分を減額して計算しますというような表になっております。

高橋委員

ほぼわかりました。

斎賀委員長

ほかに、異議ありませんか。

植村委員

この度令和4年度で、今まで据え置いてた63万が65万、2万ほど賦課金上がりますよということになりますということなんですけども、これまずこの文章を読んで、令和12年度から保険料全道統一になるということなんですけども、統一になった時点でどのぐらいの各自治体の保険料がどれぐらいになるか予想額っていうのは分かるのか、それと併せて、今回その限度額が医療費で2万、後期高齢で1万引き上げになっているんですけども、この2万円の引き上げというのは、どういうことで、この65万になったのか、それと併せて近隣の町村のそれぞれ現在は、負担額が違うと思うんですけども、うちの町としてはどれぐらいの位置にあるのかお聞きします。

古草住民生活課長

お答えいたします。

まず、令和12年度の統一後の保険料率、額についてですが、こちらについてはまだ見通しが示されておりません。

北海道のほうでも、算定してこれぐらいになりそうだというところは示されていないことから、うちのほうでもいくらということは想定出来ていない状況です。

ただし、全道の状況、所得の増減ですとか、医療費の高低っていうのを勘案するときに、かなりうちの町は低い位置にいる、保険料率が低い位置にいるんだろうなという想定はしておりますので、今後上がっていくだろうという予想のもと、計画を立てておりますけども、最終ゴールはいくらっていうのは、まだどこからも示されていない状況であります。

次に限度額の引上げについてですが、こちらについては国のほうで積算し、法律改正されておりますので、その法律に合わせた2万円と1万円ということで独自に算定したのではなく、国の法律に合わせた額を引き上げるという形で考えております。

最後に近隣町村なんですけども、調べたところ、近隣の管内の町村におきましても、皆さん、法律と同じ額に統一しているというところがございます。

植村委員

今1番冒頭の全道統一されたときに、宗谷管内っちゅうか、うちの町っていうのは、区分が低い位置に抑えられているということなんですけども、これ全道統一して各自治体が大きく値上がりをするということで、そのまま数値で値上げをしていけるのかどうかという、気になることなんですけども、現在でもうちの町では、やはり各自の未納等々も発生しているような状態で、これがさらにどんどんと上がっていくということになれば、またその医療

費ですから、保険料に、病気したときにはやっぱり重要な国民保険として、重要なその自己負担というのが発生してくるんで、できるだけそういう避けたいとは、皆さん考えていると思うんだけど、それでやっぱりこの高額ということで、たまたま医療費が保険料を払えないという方が、結構散在しているというふうに思うんですけども、どのぐらいの見通しで、将来的に値上がりしていくのか、やはり、そこら辺の見通し額もやっぱりこう掴んだ上で、町民に案内をしていかないと、なかなか単に、ただ単に統一されるんで、うちは低いからね、上がりますよってという話では、納得してもらえないんじゃないかなというふうに思うんですけどね。

そんならお前何も統一しなくてもいいんじゃないかねえかっていうような話も出かねないというふうなふうに思うんですけども、統一する以上は、いろんな面でコスト削減になるということと全部統一して、そして維持していこうということだと思うんですけども、その辺どんなふうな考え方でいるのか聞きたいと思います。

古草住民生活課長

保険料の統一につきましては管内、同じ管内といっても、管内の中でもばらつきがございます。全道の各町村で見たときにはかなりの差、所得の高低もありますし、医療費がかかっているかかってないというところの、部分での差もございます。

それを集約して統一したときに、どういう動きになるのかというのを、ちょっと今、別の資料を、コピーしてますので、それをお渡しいたしますけども、その分布図を見ると大体の想定がつくのかなと思っておりますので、ちょっといましばらくお時間ください。今資料お持ちいたします。

斎賀委員長

その間に何か他に質問ありますか。

佐藤委員

所得割と昔は資産割もあったような気したんだけど、均等と平等割でこういうふうに65万円という限度額決めて、後期高齢者、介護に、当然そうなるって、同じですがこのパーセンテージだとか、均等割の額だとか決めてますけど、これこの割合ってのは各町村から見たらこの医療費にして、医療費を限れば4.8%、均等割2万円、平等割3万円上げてこの割合というのは、うちの町の割合って、どの辺にいるもんなのかなと思って。もう少し、例えば所得割を上げてやるとか、均等割、平等割を下げるとか、何かそこら辺についてもう少しこのそのバランスってのは、どういうふうにとってんのかなと思って、一つちょっと聞いていきたいなと思ひまして、お伺いします。

古草住民生活課長

このバランスにつきましては、基本的に応能応益と言われる割合、均等割、平等割と所得割の割合が、本来であれば50%、50%というのが望ましいところではございますけども、今現在うちの町のパーセンテージとしては、応能と応益の割合は若干の差異がございます。現在、応能のほうが上回っているような状況ではございます。

これを50%、50%に平準しようとするると、均等割、平等割がもっと上がっていくという形になりますので急激な激変緩和を抑えるためには、若干ちょっとバランスは悪いですけども、あまり全体的に負担する応益のほうが、負担がガンと上がらないような試算はしております。

ただし、北海道から示される納付金、現在は北海道のほうから納付金いくらを税で賄いなさいという通知が来ますので、それに合わせて間に合うように所得割、均等割、平等割をそれぞれ試算しながら、検討決定をさせていただいております。

ただいま資料コピー持ってきましたのでお配りいたします。

(各委員に資料配布)

ただいまお手元にお配りした資料が、令和3年度の納付金ベースで考えた際の各町村の1人当たり医療費と所得の分布という形になります。

見方としましては、縦軸に医療費の額、それから横軸に所得の額が示されておりまして、右側に行くほど所得の高い市町村、左は所得の低い市町村という形です。

縦軸の上に行きますと、医療費が高い市町村、下のほうは医療費が低い市町村という形になっております。

見ていただいて分かるとおおり、幌延町右下のほうにございますが、医療費がかなり低い状況で、所得はやや高いところに位置しております。

また、同じ管内でも、猿払村ですと、右上のほう、医療費が高く、所得が高いところに猿払村が位置しております。

表の中で三角印が、道北の市町村になりますので参考としていただけたらと思いますけども、今後保険料を統一するに当たっては、この縦軸と横軸の交わる中心のあたり、そちらのほうへ寄せていかなければならないんだろうというふうに考えられます。

うちはかなり右下のほうで中心から離れているところ、なおかつ所得が高いほうに寄りますので、こちらの中心に寄せていくとなると、うちの町は保険料が上がっていくだろうと。逆に左側にいる市町村については、今より保険料は下がるのかなというような形になるかと思えます。

この中心に向かって保険料が統一されていくものと思われそうですが、これも何とも言えない部分でございます。各町村所得毎年変わりますので、この分はあくまでも令和3年度の納付金ベースの状況という形でございます。

これだけ道内ばらばらになっているものを、統一しようとしているところを考えるとなかなかそれに合う納付金の額、それから税率というのは、統一後の予想っていうのはなかなか立てれないのかなというふうに考えております。

植村委員

いや、すごくわかりやすいつちゅうか、よくわかりました。

これで、横軸縦軸に合わせていくということなんでしょうけども、幌延もうちの町がどこの位置にあるかということをもう本当に顕著に分かる資料だと思います。

ただ、問題はこう見ると、過疎地の医療体制の希薄な町が当然、保険料は安く済んでると。札幌、旭川とか、そういう大きな町のほうが医療機関が多いということで、町外からも、ほかの町からも来る人も多いということなんだろうと思いますけども、医療費が高いということになっていくと、ますますこういう医療過疎地帯が困難になってくるんじゃないのかなと、困難になってくるんじゃないのかなっていうな気がする図面だなというふうに思っていました。その辺どういうふうな状況になるのか、町長予測つきますか。

野々村町長

担当のほうからも、先ほどから予想はつかないというお話をしているという、我々もこの

一元化をする、北海道住民が今、植村委員が言われたとおり、どこへ行っても住所変更していても保険料は同じという統一な保険料で、全道どこ行っても同じ賦課ですよということを目指しての一本化を進めてきたというところにもありますから。ただ、先ほどから、この統一をする、スタートをし始めるときもいっぱいこう、いろんな形でうちは、医療費が安いんだから何か違う運転がとかっていう話をしてきましたけど、最終的に今、国から補助をいただいて運営してるんですね。国から、大型、5億でしたか、4億でしたか。相当な額が注入されて、割り算してもこれなんです。これ今どんどん今度、減っていくんですね。

だから、全体的にどんどん膨らんでいくっていうのはもう目に見えてるっていうことだけをはっきりしてるっていうことと、うちがその図の中にあるとおり、医療費が今までかかってなかった。ただうちは医療費が今までかかってなかったけども、その病院に通うとか通わないじゃなくて、重い病気を持ってる人たちの高齢者の方がいなかった。働き手、生産年齢の人がいなかった。ということが、本当に少なかったんだと。立証されてるところです。でも去年、一遍に上がりました。ですから、令和3年度は足りなくなつてつぎ込んでます。基金から。それでも上がってます。

だから、1人、2人、3人が人口多いところに、透析だったり、癌だったり、そういう重い病気を持っていて、1日、2日おきに通わなきゃならないとかっていう医療保険がどんどんかさんでくる。悪い例、これ記録されてるからあまり言いたくはない話だけど、人口がなくて、医療保険も高くてっていう初山別村さんが、我々も題材として、道から説明を受けたときに、すごく高いところにいる。医療費が高いところに、あの少ない場所で、村でいるっていうのは、そういう透析者があの小さいところで3人、当時いたんですね。それだけでそこに高いところに行っちゃうという。

やっぱりかかる前の、だから予防が大切でしょうって、予防医療が大切でしょうって、その時点から騒がれてるから、うちは安いんだから一生懸命その予防を施しているから金がかかってくる。その分には何か、入ってこないのかという議論をずっとしてきましたけど、今のところ、一応は努力者支援という名目で入ってくるけど、本当に水滴のような状態だということ。それも考えれば、本当に上がったら払えるのかって先ほどからありますけど、いや、今でも大変なんだから、上がっていいわけがないんですけど、全道統一に進めていくということで、籍を移してもどこ行っても、同じ保険料を払って、皆さんが統一な料金で住めるということを目指しての統一だということでしたので、スタートしたんですけども、なかなか思うように進んでないのが現状で、もう既に、本来なら見通しがついてていいはずです、北海道も。ところがまだこの先見えてませんし、今の表に中にあるこれだけの分布が広いところでしたら、その縦棒が今、もしくは安いほうに移ったとしてもいいよね。ずっととしても何センチ動くかっていうことなんだと思います。

どっちにしてもやっぱりその数っていうのはもう相当な数の差が多過ぎるんで、一向に、どうなりますかねっていうのが今ところ、わからないと言っているのが現実で、今までのことからいけば、保険料が安かったんだと思っていただくしかないんだろうなって。

それしか今のこの表を見て、お分かりをいただくように、そういう位置にいるんだなということだけご理解をいただきながら、なるべくそこを激減緩和をして、一遍に上がるっていうことのないような形で、今回の提案もそうですけど、少しずつ少しずつ、基金を使いながらも、高い位置のほうに近づいていくことを、進めておかないと、統一になったときにど

かんと上がってるなっていうことがあるんで、毎年国保運営委員会の皆さんにもご相談をしながら、調整をさせていきたいというのが、今回の提案でもあります。

高橋秀明委員

最後にちょっと質問いたしますけども、僕ね、別海に去年の夏行ってきまして、その息子さんが同級生のとこだったんですけども、猿払村と幌延町はすごいねと所得が高いと。恐らく幌延町の所得が高い理由は、原子力機構さんとか、北電の職員とか雪印乳業、役場の職員の皆さんたちも入ってるかもしれない。猿払はもうホタテ、漁業、すごい盛んなところで、そして左側見て分かりますとおり、赤平、上砂川、歌志内、厚別、旧産炭地ですよ。幌延も、原子力機構さんをこれからの8年、9年引っ張りましたよね。だからそれがなくなれば、一気に、旧産炭地とおんなじような人口構成に絶対なっていくと思うんですよ。

そういうことも踏まえて、皆さん考えていただきたいんですけども、私も、質問としては、道の指導に従ったらこのぼってんですかね。幌延が今、下の位置にいるんですけども、1人当たりの保険料の金額が上がるっていうふうに判断してよろしいのでしょうか。

古草住民生活課長

まず、前提としてこちらにお示した所得につきましては、国民健康保険加入世帯の所得になりますので、社会保険にかかっている役場職員とか機構さんの所得というのは、一切反映されていない国民健康保険加入者の所得というふうに思って捉えていただければと思います。

先ほど申し上げられましたように、このバツテンの中心のほうに向かって集約が進んでいくだろうということは予想がされておりますけども、今のところ北海道から、連合会のほうからも何も見通しは示されていない状況ですので、何ともお答えが出来ない状況と。今後も、どうこの分布が変わっていくかというのもございますし、令和12年の統一に向けて令和6年度から、だんだんと負担水準の統一化というようなところから進んでいくように情報は聞いておりますけれども、今のところを先行きはまだはっきり見えないというところでございます。

齋賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、これまた5月の臨時会、それまで時間がありますのでまた各自、ちょっと勉強してください。

では以上をもちまして、住民生活課所管、令和4年度における幌延町国民健康保険の税率等についてはこれで閉じたいと思います。ありがとうございました。

ここで休憩をとります。

(12時13分 休 憩)

(13時15分 開 議)

では休憩を解いて、午前中に引き続き、まちづくり常任委員会を行いたいと思います。

調査事項4、産業振興課所管、令和4年度農業経営に係る支援事業についての説明を求めたいと思います。

新野農政係長

令和4年度農業経営に係る支援事業についてご説明いたします。

まず、本件につきましては、幌延町農業経営継承奨励事業として新規事業についてが1件、幌延町生乳生産拡大事業に係る見直しについてが1件と計2件の補助事業について、ご説明するものです。

まず、初めに新規事業として、幌延町農業経営継承奨励事業について、ご説明申し上げます。資料1-1の上段をご覧ください。

本事業の目的は、幌延町で農業経営を営む経営体が後継者へ経営を継承する場合に奨励金を交付することで、後継者への円滑な経営継承を図るとともに、後継者の早期の主体的な経営参画を促し、経営基盤の早期安定化や将来に向けた計画的な投資により、経営基盤の強化と地域農業の持続的発展を図ることを目的としております。

次に事業内容についてですが、資料1-1の左側に示してありますが、右側事業のイメージと併せてご覧ください。

対象者としては、本町で農業を営む家族労働を基幹とする経営体の後継者で、49歳以下の後継者又は第三者継承予定者に対して100万円の奨励金を交付いたします。

家族労働を基幹とする経営体については、1戸1法人を含むものとし、これ以外の法人経営については対象外としたいと思います。

この他の要件を下の2に記載しております。奨励金を受けようとする年度内に経営継承されることが確実であることのほか、農業経営基盤強化促進法に基づく、農業経営改善計画等の認定を受けること、家族経営協定を締結すること、経営継承後5年間は農業経営を営むことの3つを要件としております。

これら認定等の制度につきましては2ページ目資料1-2に記載のとおりです。また、農業経営等の状況として、経営者の年齢や経営移譲時の年齢などをまとめてございますのでご参照ください。

最後に令和4年度予算額としまして、経営継承2件を想定し200万円を計上させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、新規事業：幌延町農業経営継承奨励事業についての説明を終わります。

引き続きまして、幌延町生乳生産拡大事業の見直しについて、ご説明をいたします。資料の2をご覧ください。

本事業は、地域農業の生産力の維持・向上に資することを目的として、搾乳牛の増頭による生乳生産拡大に取り組む初妊牛の導入に対し支援するもので、平成28年12月補正から予算のほうを計上させていただいております。

本事業の見直しの理由としましては、これまで経産牛の増頭を要件に実施して参りましたが、更なる生産拡大を図るため低能力牛の更新による乳質・乳量の改善、繁殖成績の改善といった、現状の頭数のまま生産性の向上を図ることを目的とする初妊牛の導入に対しても支援するため、事業内容を拡充するものでございます。

資料2の3に事業内容の見直しと、これまでの事業内容と見直し後の内容について示しておりますので、ご覧ください。

これまでは、1年後に経産牛頭数が増頭となることを条件としており、1頭あたり20万円を上限に1経営体10頭まで補助してまいりました。

見直し後では、増頭による生産拡大のほかに、低能力牛の更新など生産性の向上により生産拡大を図る初妊牛の導入について、新たに支援いたします。

1頭当たりの上限額や1経営体当たりの頭数についても増頭の場合と同様としております。この事業内容の拡充により既存の増頭枠で10頭、生産性の向上枠で10頭の最大20頭まで導入が可能となり、生産拡大を図ろうとする農業者にとっては、より一層使いやすい事業になります。

以上を持ちまして、幌延町生乳生産拡大事業の見直しについての説明を終わります。

齋賀委員長

ありがとうございました。

それではただいまの農業経営に関わる支援事業について、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

指名を受けてから発言してください。

高橋秀明委員

酪農家でないのでちょっと知識がないので、質問しますけども、今現在1頭当たりの販売額っていうのはいくらぐらいで推移して、それに対して20万の補助、この割合がどうなのかってちょっと知りたいんですけど。

新野農政係長

ちょっと直近の正確な数字のほうは押さえてないんですけども、初任牛の導入価格、およそ市場のほうで、65万から70万ぐらいが現在のところかなと思います。

こちらの事業をですね、購入価格から40万円を控除してですね、例えば70万円で購入したときに、そこから40万円を控除して、残り30万円と。それを補助対象として、上限20万円までということで、本体価格といいますか、牛の価格自体が60万円だと満額40万円控除して残り20万ということで、それだと満額出る形になりますね。

高橋秀明委員

その控除の意味がよくわかんないんですけども、何で75万円の控除して40万円になるんですか。

新野農政係長

40万円の控除の部分ですけども、元々この事業始まったときにですね、初妊牛の導入価格っていうのがものすごく高い時期でした。1頭当たり80万円とか90万円とかっていう時代だったものです。

で、40万円控除するというのはですね、市場価格のほうがですね、かなり高い。高止まりしている状況から、もしこれが仮に安い場合ですね、例えば、昔ですと初妊牛で40万円ぐらいの時代がありました。

これに対してですね、満額の20万円を補助するとか、40万円を下回るような牛に対しても、満額の20万円を補助するというようなことになると、補助割合のほうもですね、かなり乳牛の価格に対して、大きなものになりますので、基礎額として40万円を差し引いて、それ以上より高い部分に対して補助するというような形になっております。

高橋秀明委員

すいません。その差し引くっていうのはどういう意味なんですか。

私もいろいろ、会社経営もやっていますから、差し引くという意味が何の金を持ってきて、それに充てるのか、その意味がちょっとわかんないんですけども。

新野農政係長

補助金額の算定に当たって、導入牛の購入価格からですね、40万円の部分をですね、除いた額を補助対象というふうにしてるということですね。

どこから40万円を持ってきて、本体の価格から引くってことじゃなくて補助金の額を割り出すのにですね、導入の購入価格からですね、40万円をまず引いた残りの金額に対してですね、補助金いくらにしますという作りになってるものですから、そういった40万円という数字です。

高橋秀明委員

そしたらですね、かいつまんで言えば、この1頭当たり上限20万円という意味は、それが40万円を控除しない場合は、20万円を下回る場合もあるってことでよろしいでしょうか。

新野農政係長

おっしゃるとおりです。

植村委員

この制度はさっき係長説明したように、個体販売、高い時期に苦肉の策で、町が差額を何ぼでも補助して、買いやすくしようということで始めた事業なんですけども、現在、先ほど高橋委員のほうからも質問あったと思うんですけど、現在の市場価格、恐らく40万円から45万円前後が平均価格になってきているのかなというふうに思います。

これが今後、また前のような高値になっていくかったら、まず今の状況では、そういうことは望めないのかなというふうに思います。そうすると、改めてこう出した補助事業ですけども、この限度頭数っちゃうのかな、果たして農家に大きなメリットがあるのかなと思うんです。それが全くないとは言わないんですけども、大きなメリットがあるのかなと。

この中で、牛の入替えに関しても、新たにまた10頭を認めますよってことで、最大にすると20頭まで出来ますよということなんですけども、その辺の今の状況に合わせてどうなのかなという気がするけども、いかがでしょう。

野々村町長

今、植村議員が言われた直近、どのぐらいしてるかっていう平均的にとったわけではなく、一市場あたりでそういうときもあるかもしれないということなんですけども、2ヵ月、3ヵ月前の新聞紙上によると、大体70万円程度、平均値で諸成の買い付けが、道東地方でも行われてきているということと、それから実際問題まだまだ牛舎は建ったけど牛が入ってない状態が続いてるんです。

40万円そこそこで、今言われてるとおり、そういう値段で取引するってなると、出て行くのも少ないかもしれないけど、買い付けで戻ってくることはほとんどなく買われなきゃ、牛舎はいっぱいにならないということであって、この近郊でいっても、中川、大規模で牛舎を建てたところも、今年からの買い付けになりますし、宗谷管内で起こしている今の牛舎、増築しているところに入って買い付けがあるということで、我々から見たら40数万円という、昔並みに行くってこと自体は、今の生乳増産計画自体がストップをして減量しなければならないという状況で止まってるということでもありますから、特に大きく実績を上げた方々はそういうところですけど、牛舎が建ち終わったときの市場で鑑みれば、多分60万円は多分いくだろうということが、我々としての想定でもしてございます。

ですから、満額の20万はそこそこ出る。また、それ40万円をしたら何ぼにしたりする

んだって、これ育成経費の部分もございまして、育成経費1頭、分娩、はらみになって、できるまで自分ところで育てても40万円するというのがベースであって、その分は、先に買わなくても買って40万円かかるよねっていうところがベースでこの40万円を引いてあるということの根底でありますから、そこは、どういう今度、基本ベースにするかっていうのは、今回の情勢を見ながらですけど、今状況で我々が思ってること自体はそんなに大きく変わらなく、多分60万円台以降、上がっているだろうという想定のもとでいきますから、その部分では、後々それぞれ何年もこの安い値段が続いて、その効果を発揮するようなメリットがある、メリットっていうかデメリットっていうか、どっちがどうなのかよくわかりませんが、皆さんがやる気を出してやっていただくための施策として一つ何かを支援するっていうためのベストとしては、また皆さんと相談をしながらやっていこうと思うけど、今時点では、我々が思ってるのはそのぐらいに値段設定をしているということでもありますから、満度に多分、発動することが、利用すれば、多分なる状態になるだろうと思ってます。

各市場の要求度からいけば、この新年度を迎えて、進んでいくときに増頭するというわけじゃなくて新規に入るところの、牛自体が動くということを想定してる今の単価で、担当のほうは考えてもらってるんだと思ってます。

佐藤委員

町長がおっしゃったように、これがやっぱり今町長言って、大変いい制度だなと思って、40万円の一つのたたき台を根拠も今、自分農業離れてわからなかったもんですから、なるほどなと思って聞いてて。

ただ今言ったように、近年、最近随分言われてるのは牛乳が余ってきてると。さあそれをどうする、需要と供給のバランスが崩れて、春休みだ、いろんな休みで消費が減って、困ったなど。どうしようかということで、町長も同じで、各新聞も、十勝のほうでは、廃用牛、まだ現役の牛も出したら3万円だとか、オーバーした所には、いろんな補助を出そうとかいろんな、検討してる地域はある。困ったなと思って、新聞いつも見て、幌延町はたしか100も行っていない、96%か7%ぐらいの、前年度対比でそんなに心配したことでもないのかなと思ってますけど、そういう中で大変ありがたい制度だと思うんだけど、そこら辺も踏まえて、どうなのかなと思って、今の現状に見てたらね、これがどれだけのものがあるのか。農家さんに見れば大変ありがたい1頭当たり20万、町で出してくれるわけだから。農家も当然そのバラつきがあって、まだまだ増やさんとならん農家さんもあるだろうし、そこら辺とをどういうふうに見てるのかなと思って。ちょっとお伺いしたいと思います。

野々村町長

これはやっぱり議論をする必要がありまして、やはり拡大という名称がやっぱり今の情勢の中には合っていないんで、拡大という名称を使わないようにという、そういう趣であったんですけども、やっぱり拡大というか、生産量を増やすというだけではなくて、その後ろにつけた、今回、以前のままだにプラスアルファをしたもんですから、以前のままだに残ってるんですけど、今後やっていくのには、乳質改善だったり、やはり今まで3本乳、生産量の少ないだと言われているそういう牛を、管理しやすいように4本ちゃんと付いた乳房にミルクをつけてられるようにして労力軽減なるような、そういうシステムに、皆さんが変えていただいて労力軽減をしていきながら、生産量の維持をするためにやるということが大きな今回の目当てであって、前段に書かれているのは前から今までずっとやってきた拡大という

部分が残った、プラスアルファをつけたというふうに見取っていただければいいと思います。

そして、大きく新聞上に取上げられて、拡大ということが取上げられるとちょっと痛いんですけども、生産抑制をしなきゃならない政策の中で拡大という名前自体は余り好ましくはないんですけども、我々が今回新しくつくったのは、以前のやつにプラスアルファして後ろに、きちんと生産乳質改良だったり、牛群の改良だったり、それらに向いていく、そういう導入についてもご支援をしていこうということで、作っていただいたものだと捉えていただければと思っています。

佐藤委員

今町長おっしゃったように、なるほどなと思って今聞いておりました。

当然その拡大だけでなく、需給バランスが崩れてきているのか、どうなのかということで随分、そういう優柔の問題も出てます。

中でも町長おっしゃったとおり、この中で、こういう状況の中で、今の拡大も当然あるだろうけど、悪い牛をこの際に淘汰してるだとか、いろんな意味で内部の今の形の中を、悪い牛を出したりして、あまり能力のない牛を淘汰したり、そういう中でやっていくためには大変これいい制度だなと思って、そこら辺とこをうまくこう上手に、ただその拡大のためになっちゃうと、何だか今の時期に合わないんじゃないかってことなのかなと思って、今、大変町長おっしゃったとおりだなと思うんで、そこら辺とこうまくこの農家さんにも説明しながら、今のうちこういう状況の中に、悪い牛を淘汰したり、そういう中で、将来のために生産体制を整えるということで、大いに利用してもらえれば、ありがたい制度だなと思うんで、そこら辺のところ少し強調してやってもらえれば、担当者のほうについてもありがたいなと思います。

野々村町長

ありがとうございます。

そのためのプラスアルファの施策だということで、前段にある部分は、今までのその枠の中でこの絞りとして、また制約についても同じような縛りでやってきているということでありました。

斎賀委員長

ほかに。委員ありませんか。

高橋秀之委員

農業自体は分かるんですけど、私としてみれば、他の業種ありますよね、いろんな業種。そこもやっぱり後継者不足。家族経営の場合は、それなりに継承する、なるんですけど、他人に譲渡するとかっていう場合、会社は莫大な資金が必要で、継承するにも。そういうところも、農業の経営で出てきたんで、ちょっと違うかもしれないですけど、そういうところの要するに奨励金っていうか、その手当っていうものを考えていただけないかなと思うんですけど、その辺はどのように考えているかちょっとお聞きしたいんですけど。

野々村町長

後ほど、企画のほうの常任委員会での報告事項というか、ご相談、審議で出てまいりますけども、同じように、商工業の部分に含めましても、継承事業のことにきちんと取り組んでいるつもりでありますので、その時点でそれぞれご意見をお聞かせいただければと思っています。

高橋秀之委員

生産拡大のほうなんですけど、この事業内容でこれまでの、その確認方法っていうのあるんですけど、これまでは基準日から1年後に増頭になってればいいですよっていう確認方法だったのが、これからは、要するに概ね1年以内に生産性の向上によって、生産拡大となっていることを成果報告書によって報告ってあるんですけど、これ要するに、向上してればいいんだけど、金額的に1万円が向上してますよ、乳量で1リットル向上しましたよってそれでも該当するのか。

ある程度の成果報告っていうか、基準があると思うんですけど、要するに今までの5%ですよとか、10%ですよとかっていう、そういう基準を設けていかないと、ちょっと1円でも10円でも1リットルでも増えればそれ認められて、取り扱えるってことに、なるのかどうなのか、基準値があるんだったらその基準っていうものを教えていただきたいんですけど。

新野農政係長

ただいまの質問ですけども、今回新たにですね、成果報告書というような形で、成果を測る書類をですね、提出してもらおうというふうに考えております。

従前ですと、頭数の拡大だけでしたので、申請時の頭数からですね、おおよそ1年後の頭数が増えてればいいという確認だけだったんですけども。おっしゃるとおりですね、こちらのほう、いくつかの乳量ですとか、乳質ですとか、繁殖成績といったものを向上させるための導入、入替えに補助するということで拡充になってるものですから、申請時にもですね、この成果報告書の例えば左側部分にですね、目標となる数値を自らですね、設定してもらおうということで、概ね1年経ってその成果とともにですね、これは向上しました、しませんでしたっていうものを報告いただくという作りにしたいと思います。

例えば乳質ですと、乳質の数字っていうものがありますので、これがいくらからいくらに下げますというような、申請時の目標設定っていうのが様式に書かざる形にしたいなというふうに考えてます。

実際やってみると、例えば乳質を全体で下げるということをこう1頭、2頭の導入でっていうのは、なかなか難しい数字にはなってくるんですけども、ある程度達成可能な数字というのをですね、自ら設定してもらって、申請時のときに判断してですね、1年後にそれがどうだったのかということで、乳検成績であったりですね、いろいろ基準になるようなはかれる数字ありますので、そういったもので確認したいと。

もし確認、達成出来なければですね、いついつまでに達成しますっていうようなことで、達成出来なかった理由ですとか、そういったものも書いてですね、この成果報告書に提出してもらおうというようなことで考えてます。

高橋秀之委員

もしくは報告っていうか、目標の半分とか、30%しか行ってない場合は、その補助金、20万円を何%か返還してもらおうとってそういう対策もとるんですか。

新野農政係長

返還部分については、成績の達成出来た、出来ないっていうことは考えておりません。

やはりですね、なかなか生き物相手のものなんで、なかなか難しい数字設定だったりすればですね、牛群全体の話になってくると達成出来ない場合もですね中にはあるんで、それも

含めてですね、達成出来なかった理由と、今後いつまでにやりますよっていうのをですね、ある程度追いかけるような形で、成果報告のほうは出してもらおうような形にしたいなと思います。

高橋秀之委員

普通はですね、補助金貰ってそれが達成出来なければ、ある程度補助金を返還するっていうのが常識だと思うんですけど、達成しなくてもいただいた補助金はそのままだっというとなると、何か不公平性が出てくるんでないかなと。他のいろんな支援金とか何かとの兼ね合いからいくと。その辺は何らかの何かを対策を取ったほうがいいような気がするんですけど、どうでしょうかね。

野々村町長

大変、私がおこがましいんですけども、大変体細胞とか、乳質の平均数とかっていうのは、一概にそのこの牛とこの牛とこの牛を替えたから、全体数字がこうなったっていう結果論が出るのならこれ1番いいんですよ。

だから、この協議をするときも、いろんな話をしたんですけども、その導入した牛が悪くならないようにっていうのは、それは確実に1頭1頭見られるんで、そこはその牛が変わってよくなったねっていうのは分かる。

ただ、今まで絞ってきた経過年数が経ってるやつがどんどん年齢を重ねることによったり、産を重ねることによってそいつが悪くなっていくっていう可能性があるわけですよ。

だから、その協議をやっているときも、個で見るのか、全体のパイで見るのかっていうことの議論をしたんですけど、まず、やっぱり個で見ていくことのほうの重要性がまずあるねっていうこと。そして何がどこが悪くなったねっていうところが、どうあるかっていうことを詰めてやっぱりいかなきゃならないと。私自身は思っています。

その辺ではただ、変わらなくなっても、還さなくていいのではなくて、それに対して悪くなっている牛をどうやってよくしていくかとか、その指導體制がやっぱり今度、今後はついて回っていく話になっちゃうのかなっていう気はしています。

ただ、やっぱりその導入した牛もすぐ悪くなってしまう。どんどんよくなっていかないっていうことになると、本当にそこは、導入したときに、きちんと、獣医師がこれは仕方ないよねって突然死でもあっても、こういうふうにして亡くなったねっていうときには、獣医師が認めれば、その返還を求めないみたいなどころがあったんですけども、不可抗力で死んでしまったやつに対してまでも要らないとは言っていないですね。

それと同じように、やはりそれはデータを見ながら、これからきちんとそういう要綱も農協と詰めていくし、農協からも報告があるし、個人的にも乳検台帳がありますから、そういうところを調査しながら、その改善点、悪くなっているところを、またしたら導入して変えていく承認をするのか、それともしないでそのまま全体がよくなることをするのか含めて、やっぱ今後、この細部に渡っての打合せ、農協さんとのすり合わせであったり、この外まきはやっぱりきちんと、明確に少しずつ詰めていければなと思っています。

植村委員

購入牛は初任牛に限るんですか。それとも離農した後にね、経産牛ってけっこう市場に出ることあるんですけど、それらも購入した時には対象になるのか。

そして予算としては、今までこれに見てた予算たしか500万円だとか、見たと思うんで

すけども、それはそのままの形で、この事業を追加して、事業の中身を追加して、そのままやるということで理解したらいいのかな。

新野農政係長

導入の対象については、初妊牛ということにしております。

予算についてもですね、例年どおりの1千万円ということで、令和4年度、計上させていただきたいと思っております。

斎賀委員長

ほかに。

無量谷委員

生産拡大つちゅう形で、増頭とあるいは生産性向上っていうような形のほう、主だってこんな事業あると思うんですけども、やはり低能力の牛の更新をしなかったら、これなかなか今、幌延農協管轄でもかなり全道的には、低レベルの乳質だと思うんですけども。そういう中を加味したら、ある程度、廃用牛の低能力の牛をね、淘汰する補助金もこれに加えたほうが、効果的でないかなっていう感じはしたんですけども、その辺の考えはなかったのかなという感じがしてるんですけど。

やはり、単純にこれ今、生産調整の中で、増頭といい乳量を出そうと思っても、例えば、低能力の淘汰の補助金みたいな形であれば、奨励金あれば、ある程度こういう部分、効率よく進むんでないのかなっていう感じがするんですけど、その辺どうなんでしょう。よかったですら町長。

野々村町長

私が答えたら、もうこれで決まりみたいな話になっちゃうんだよね。

いや、それも含んでるといふか、だから認めるのはだからどういう形であるかっていうことを、先ほども高橋秀之委員にもお話ししたとおり、それらを詰めてそこ内部をきちんと能力な牛群をきちんとこういう事態に揃えようという意図の資金だとそういうふうに捉えてください。

(植村委員「淘汰牛の処理に対してだけの補助にしたほうがという話。」)

それはしません。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

また、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上をもちまして産業振興課所管の調査事項はこれで閉じたいと思ひます。ご苦勞さまでした。

それでは、会議を進めます。

調査事項5、建設管理課所管、1つ目、下水道管路改修工事に関わる詳細設計業務についてであります。

説明を求めたいと思ひます。

島田建設管理課長

下水道管路改修工事に係る詳細設計業務について、ご説明いたします。

令和3年6月議会にて、下水道管の改修に係る地質調査を行う事を目的に下水道管路改修工事地質調査業務を新規計上させていただきました。

本調査業務につきましては、町道駅前仲通線並びに町道3条仲通線の道路改良計画と共に両路線に埋設されている改修が必要な下水道管の改修方法を検討することを目的とするものであります。

令和3年度は両路線の地質調査並びに下水道管の改修方法を検討してまいりました。

資料としてお配りしました両路線の平面図、縦断図は現段階における新たな下水道管の付設図面であります。町道駅前仲通線は、開削工法により、新たに下水道管を敷設することとする内容。町道3条仲通線は、推進工法による、新たに下水道管を敷設し、また、新たにマンホールポンプを設け、圧送することとする内容となっておりますが、先ほど申しあげたとおり、道路改良計画と共に進めなければならない工事であることから、設計業務受託者と協議を進めた結果、いろいろな課題が見つかりました。

これら課題を整理し、当初予算計上をするには、北海道など各関係機関との協議に時間を要することから、下水道管路改修工事に係る詳細設計業務につきましては、当初予算計上を見送り、6月補正にて予算計上させていただくことといたしました。

具体的な課題としては、下水道改修事業を進めるにあたり、国としては既設管の撤去は必須となっておりますが、両路線とも地質環境が著しく悪く、開削工法による既設管撤去は道路沿線に建つ住宅などにも影響を及ぼすことが懸念されるため、撤去とはせず、存置という方法が認められるのか。また、国に対し、交付金の概算要望時の内容と異なる下水道管改修となることから、北海道との時間に要するなどが挙げられます。

担当課としましては、これら課題を整理し、下水道管改修の方向性を明確にしてから、詳細設計業務に係る予算について、6月議会に上程させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

齋賀委員長

ただいま説明のありました、改修工事に係る詳細設計業務について、皆さんの意見を伺いたいと思います。

意見のある方、指名を受けてから発言してください。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、下水道管路改修工事に関わる詳細設計業務についてはこれで閉じたいと思います。よろしく願いします。

続きまして、2番目、除雪車運行管理システム改修業務についての説明を求めたいと思います。

島田建設管理課長

除雪車運行管理システム改修業務について、ご説明いたします。

本システムについては、令和元年9月の定例議会において、新規予算計上させていただき、システムを運用してきました。

本システムは、当時の常任委員会でもご説明させていただきましたが、スマートフォンを用いて、GPSにより各除雪車両の位置情報を把握しながら、除雪業務に関する日報・月報などを自動で集計するもので、各除雪車両の位置についてもパソコン画面から各車両の動きをリアルタイムで把握できることから、適切な運行指示を出すことが出来るものであり、除雪委託業務期間の担当職員の事務処理の効率化を図ることを目的に導入したところであります。

導入より3年間、本システムを運用してまいりましたが、除雪業務については、雪寒指定道路の集計を一部、手作業でおこなっている事、また、夏の道路維持管理業務についても本システムを利用したいという考えで2年間運用してきましたが、やはり、システム自体が除雪車運行管理をメインとしていることから、色々と不都合が生じている事などから、この度、システム改修を行い、夏・冬と年間を通して利用しやすいものになると考えております。

システム改修の詳細につきましては、若杉係長よりご説明させていただきます。

若杉土木係長

除雪車運行管理システム改修業務について、ご説明いたします。

本システムは、運用開始から3年が経過しました。

システムの運用については、町と各業務受託者とシステム業務受託者の三者間で、除雪車運行管理システム内の不具合や軽微な要望などについて、協議を行いながら利用してきました。

建設管理課として、現システム内では数値化できているものを他の集計資料に反映できないか、また、その数値を基に国への交付金申請資料が作成できないかなどについて協議を進めてきました。

道路維持管理業務についても本システムを併用してきましたが、メインが除雪システムということもあり、除雪業務とは異なる夏維持業務では、上手くシステム集計が出来ないなど課題が見えてきたところであります。

これら要望や課題について、システム受託者と協議を進めた結果、現在のシステムでは対応出来ないことから、新年度予算において、システム改修を進めたいと考えております。

具体的な改修内容について、別紙にまとめましたので、資料に基づきご説明いたします。

除雪車運行管理システム改修業務の概要ということで、1ページ目になります。

①雪寒指定道路の集計についてですが、社会資本整備総合交付金で要望しております、雪寒指定道路の除雪について、現在、手作業にて集計を行っているところでありますが改修することで集計作業を自動化できることとなります。

以前は、各日報から雪寒路線の除雪時間をエクセルへ打ち込みしておりましたが、今後はシステムでCSVデータとして出力が可能となります。

次に、資料の2ページ目になります。

②夏維持の人力作業の日報の集計についてですが、夏維持の人力作業につきましては、現システムでは各工種での日報作成と集計に時間を要していますが、改修後につきましては1枚の日報で4工種をまとめられるようになります。

次に、資料の3ページ目になります。

③夏維持の車両切り替えについてですが、現在、除雪及び夏維持につきましては、各車両につき1台のスマートフォンを割り振りして作業を行っています。

除雪業務につきましては問題ありませんが、夏維持につきましては、作業の多様化により、その時の状況によって、割り振られた車両のスマートフォンを保管場所へ取りに戻らなければならないなど、作業時間に支障が出ています。改修後は、スマートフォン内のアプリで車両を切り替えることを可能とする内容となっております。

最後になりますが、4ページ目、④車両管理履歴簿の作成についてですが、社会資本整備総合交付金にて除雪車を更新する場合、車両管理履歴簿の作成が求められています。

車両管理履歴簿は、稼働時間や走行距離、修理費などを記載することとなっており、現在はエクセルにて作成しております。

車両管理履歴簿をシステム化することで、稼働時間等について自動で反映することが可能となります。

その他、夏維持や除雪と作業期間が重複する春除雪の実績確認調書の作成や年間作業全ての履歴が網羅されるよう併せてシステム改修を行いたいと思っております。

本システム改修業務を進めるにあたり、職員の事務軽減を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上、除雪車運行管理システム改修業務についての説明を終わります。

斎賀委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員皆さんから意見を伺いたいと思います。挙手をして指名を受けてから発言してください。

高橋秀明委員

除雪全体のことをちょっと教えていただきたいと思います。

これは町の除雪車であるから、町道専用になるのか。あと道道はどこに割り振りしているのか、それも含めて知ってる範囲内だけで、結構なんで教えていただきたいということと。

さっき短い言葉で夏維持って言葉ありましたよね。何でその除雪車が、夏は多分修理とかそういうことだと思うんですけども、夏の間はどういう報告書をまとめなきゃならないとか、それがスマートフォンを活用することによって、短時間になるのは、推測はできるんですけども、その辺全体ですね。

なんせあの、今年はすぐ雪が多くて、いろんな不満を溜まってる町民も多いと思います。そういう中で、実際その町道はどこがやってるのが、道道はどこがやってんのか。そういうことも含めて、わかりやすいように説明していただきたいと思います。

若杉係長

まず、除雪のほうにつきましては、あくまでもシステムについては、町道の除雪のみということで把握しております。

高橋秀明委員

車両を用いて、どこに委託しているかまで教えてください。

若杉係長

町道の除雪につきましては、高橋建設さん。道道も同じく高橋建設さんになってます。

高橋秀明委員

その夏の維持する必要性と、その辺のことですね。

若杉係長

夏維持に関しましては、作業内容が多種に渡って行っておりまして、町道の草刈りだとか、あとは砂利道の補修だとか、そういった部分と、あとは細かな修繕が主な内容となっておりまして、夏維持管理業務ということで4月から11月末までの期間で委託業務を発注してます。

その中で、車両としてはグレーダー、それからタイヤショベル、それから散水車という形で、車両を稼働させて、それにスマートフォンを搭載させて、冬の除雪と同じような形で、時間管理で集計するという形にしております。

高橋秀明委員

もうひとつですけれどね、この補助金で国の交付金で除雪車両を使ってるのは、この説明で分かるんですけども、その車両は、町の除雪をやってる建設会社さんだけに貸出しているのか、あるいは、道道もやっているとにも貸出しているのか。その辺のところわかってる範囲内でお願ひします。

若杉土木係長

除雪車の貸与については、町道のみです。

斎賀委員長

よろしいですか。

(高橋秀明委員「はい」)

システム改修については、ほかに意見ありませんか

(「ありません」の声あり)。

では以上をもちまして、建設管理課所管の下水道管路改修に関わる詳細設計業務について、除雪車運行管理システム改修業務について、閉じたいと思いますので、またよろしくお願ひします。

(14時09分 休 憩)

(14時20分 開 議)

では休憩を解いて会議を再開したいと思います。

調査事項6、企画政策課所管、1つ目、地域コミュニティ形成事業についてであります。

これについて説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは、地域コミュニティ形成事業について、ご説明いたします。

本事業につきましては、人口減少、少子高齢化による地域に暮らし続けることが難しくなる中で、本町の集落地域における機能維持を図ることを目的に、問寒別地区をモデルケースとし、地域住民を中心とした支え合いの組織を形成し、かつ、暮らし続けるために必要なサービスを提供する拠点を設けることにより、集落の存続を図る事業で、平成31年度から地域の実情把握調査、地域交通実証実験や日常生活支援などを実施しております。

本日は、事業の進捗状況等について、地域の現状と今後のイメージ、問寒別地区モデル事業における今後の展開、サービス提供拠点のイメージ、具体の工程についてご説明いたします。

詳細説明につきましては、お配りした資料を基に企画政策グループ主幹山下からご説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

山下企画政策G主幹

それでは山下のほうから、この事業の地域の現状とですね、今後、令和4年度の事業などについてご説明申し上げます。

まず資料1の1と1の2でございますけれども、地域の現状と今後のイメージ、その1とその2というものです。

まず、全国的にですね、過疎地域の現状と未来を的確に表した図をですね、徳島大学の田口先生という方が公表しておりますので、一部抜粋箇条等といたしまして、ご説明資料とさせていただきます。

まずその1の部分でございますけれども、こちら縦軸に、地域維持に必要な地域活動という、ボリュームを示しております。これ私たちが暮らしていく上で必要となる地域の支え合いや、活動の分量でございます。住民そして行政双方に担う部分がございます。

そして横軸でございますが、これは時間の経過をあらわしてまして、昔が左端でございます。線が細い線が入っている所が現在の部分で、右端が未来ということで10年後を指し示しております。

昔は25年前ということで、今回はイメージしてございます。

この地域活動に関しましては、地域が縮小していくことによって、活動自体も縮小はしていきますけれども、地域がゼロにならない限りは、全て減るということはないというものでございます。これが、時間の経過とともに、この地域活動がどのようになっていったかというものを表した図です。

それで昔に関しまして、例えば25年前の状況ですけれども、全体的に主観的ではありませんけれども、時代がまったりゆったりしていたような時代が、皆様も思い浮かべてみると25年前ぐらいにあったかなというふうに感じられるかもしれません。ちょうどバブルが崩壊した後でしたけれども、まだ時代が、少しゆとりがあるようなイメージだったでしょうか。

この人口で言いますと、幌延町では3,095人、問寒別では542人という人口で、ある程度皆さんが支え合いをしつつ、ゆとりがあったのかなあという時代です。

そして、行政に関しまして、職員数が154人におりました。そして一般的な事務をしているのが90人ということで、ある程度行政にもゆとりがありながら仕事が出来たかなということ、私自身も感じております。

それが今現在どうなったのかということなんですけれども、令和3年度、今の人口が2,240人ということになってまして、3割ぐらい全体で落ち込んでいるという状況です。そして事、問寒別に至っては300人を割ってしまったということで、45%ほどの人口減少であると。これによって、人口減少や少子高齢化、小家族化によって、いろいろなことが出来なくなってきているというのが地域の实情であるというふうに、一般的に言われております。

一方行政のほうも、職員数が今現在97人ほどでございます。そして一般事務と呼ばれる人たちが65人程度ということで、それぞれ4割、3割程度、25年前に比べると減っているということです。

途中、北星園の民営化などありましたので、一概に、全てが減少ということではありませんけれども、それを差し引いても多くの職員が減っていて、どこに行っても職員大変だという声があるかと思えます。これによりまして、行政のほうも人員不足や、一般行政事務の複雑多様化によって、地域活動を担えなくなっている部分が徐々に出てきているという状況です。

そしてこの図の真ん中のところに、どちらも双方担えなくなっている自治の部分、この自治の空白というものが生じているのではないかということ、田口先生がおっしゃっております。

この自治の空白というのは下に少し注記しておりますが、住民や行政双方の体力低下で、公共的活動の空白化が進み、出来なくなった公共的活動が出現し、それが放置される状態であるというふうに言われています。

昔は、皆さんが出来ていたけれども、行政住民双方に出来なくなった部分が顕在化しているというものです。

そして、この先生が言うには10年後どうなっていくのか、未来どうなっていくのかというのは、この自治の空白がどんどん大きくなっていくだろうというふうに言っております。

人口ベースで見ますと、幌延町でも10年後、約1,800人ぐらいになるだろうということが、社人件の推計で出ております。今よりさらに2割程度減るだろうと言われております。

職員数に関しては、ちょっと今後どう推移するかわかりませんが、紛れもなくこの自治の空白の部分が膨らんでいくであろうということが推測されます。

では、自治の空白というものをどうしていくべきなのかということに関してですが、資料1の2イメージその2の下の部分でございます。

この左側の、大きくなってしまった自治の空白を今後どのように埋めていくかということに関して、必要とされることに関しては、地域活動の棚卸しと役割分担の明確化であるというふうになっております。

まず、地域活動の棚卸しをするということで、この真ん中の組立てられている図でございますけれども、棚卸しによって地域活動を見直して圧縮して効率化することによって、全体の地域活動を見直していこうということで、少し分量を減らせるのではないかと考えております。

縮んでいく地域や社会にあって、今までどおり行ってきた活動というのをやっていくことは出来ませんので、そういったことを見直すことが必要だというふうに提言されています。

そして各々の役割を分担するということが、地域ができることは地域で、地域でやりたいことは地域で実践していくという住みわけです。

そして行政ができることは、行政で実施していきますけれども、そこは棚卸しをした上で実施をするということでございます。

そして自治の空白が生まれてしまった部分に関しては、地域運営組織による地域運営というもので、地域の活動を守っていくべきであるというのがこの先生のご提案でございます。

この地域集落の維持機能の提供を地域運営組織で行うことによって、昔は皆が余裕があって、向こう3軒両隣機能で果たしていたそういう地域の支え合いを、組織として果たしていくべきだというのが、この図の結論ということでございます。

そこでこの幌延町としては、こうした地域運営組織による地域運営というのを、地域コミュニティ形成事業で実施することが出来ないかというのがこの事業の目的でございます。

裏の資料2でございます。

こうした地域運営を地域運営組織で担えないかという事業の展開、地域コミュニティ形成事業ですけれども、平成31年度から実施してきておまして、3年ほど経過しております。

これまでの事業によって把握出来た現状でございますけれども、まず一つ目としましては圧倒的に人口が少ない、あるいは少子高齢化などでマンパワー不足が顕著であるという部分でございます。

しかしながら、だからといってじゃどうしようとか、何かができると、あるいはこういう方向に行こうという、何らかの選択肢というものを、地域の皆様あるいは住民お1人お1人が見出せていない状況にあるのかなというふうに感じております。

それで、行政として、そういった現状に対して、どうあるべきかということに関しましては、行政としては今後の地域に関して、2歩先の視野を持ちつつ、1歩先の仕組みや未来、あるいは選択肢を地域に対して提案していく必要があるというふうに考えております。

そこでこういった現状を踏まえた今後の展開でございますけれども、令和4年度の事業展開でございますが、まず大きな点として一つ目といたしましては、地域ビジョン、これを策定していこうというような事業展開でございます。

地域の現状を踏まえて、今後地域がどのようにあるべきなのかということ、検討していくようなビジョンを策定したいというふうに考えております。

そしてそのビジョンにのっとりまして、多機能な地域運営組織というものが一体どういうものなのかということ、設立を目指して検討を進めていきたいと考えております。

昔は個人が束になって地域で果たしていた、地域を機能させる力、これを個ではなく組織で補完することが出来ないかというものを指すものでございます。

下の資料3でございますけれども、地域運営組織、地域コミュニティ形成事業の集落支援センターのイメージでございます。

こちらは地域運営組織が母体となりまして、地域集落の機能を提供する拠点としまして、仮称でありますけれども、集落支援センターを造ることによって、持続可能な地域を作ることが出来ないかという、これは以前からご提案させていただいている、お示しさせていただいている部分でございます。

これは2つの目的がございまして、地域が真に望む機能を集約し、提供するような拠点、支え合いの機能でございます。

もう1つが、雇用や住環境の整備による地域形成の維持というものでございます。

令和3年度におきましては、この地域運営組織の在り方、どうあるべきなのかということに関して、大まかに例えば、例としましてはNPO法人であればどのようなことが考えられるのかというのを検討してまいりまして、特定非営利活動と営利活動に分けつつ、どういったことができるのかを検討してまいりました。

今後も引き続き、必要な財源ですとか、人的資源などの棚卸しを進めて、必要な機能などを探していきたいというものでございます。

もう一つといたしまして、雇用や住環境の整備ということで、地域や産業の維持に向けた取組というのを検討してまいりたいというふうに思っております。

最後のページ資料4でございます。

2、地域コミュニティ形成事業の工程表でございます。

次年度、令和4年度から5年度というのは、この今回のモデル事業の最終の2ヵ年という位置づけでございますが、先ほど申し上げましたように、地域ビジョンの策定を進めまして、それに基づく地域運営組織の在り方というもの、検討を進め、それが立ち上がるような方向で、事業を進めていきたいというふうに考えています。

現在、その実証実験といたしまして、地域交通ですとか、日常生活支援なども行っておりますけれども、そういった取組がどのような状況にあるかも把握しつつ、柱となるような取組に向けた検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

そして令和5年度、6年度などに、地域運営組織などを組成し、集落支援センターなどを整備してまいりたいというふうに考えてございます。

先ほど冒頭の人口減少に関しまして、3割ぐらい減って今後も2割ぐらい減るだろうということに関しまして、幌延地区に関しても、今後、地域を運営していくということが困難な状況が潜在的なものが顕在化してくるだろうというふうに考えておりますので、問寒別地区のモデルを軸にいたしまして、幌延地区でも、地域運営組織をどのようにしていったらいいのか、地域がどのようにしていったらいいのかというのを今後も検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの地域コミュニティ形成事業について、委員皆さんから意見を伺いたいと思います。

挙手をして指名を受けてから発言してください。

高橋秀明委員

この協力隊採用、現状ですね、今、令和4年なんですけども、今現在ある協力隊が、昨年度からは何人かの顔は記憶にあるんですけども、実際いつから採用した方が今残ってるかってことを知りたいということです。

それが一つですね、あとですね、これは、町長に対する質問になったりもすると思うんですけども、一般質問で3月議会のときに取上げようとは思ってるんですけども、シルバー人材の活用ということを、こういうコミュニティの中で考えられないかということなんですよね。

除雪の問題が1番北海道に来る人間にとってはきつい問題で、今の時代ね、スコップでやるような時代ではないんです。ですから、私が持っているような、ホイールローダ。これ補助金対象で買ってるわけじゃないから堂々と言えるんですけども、それを420、430万円で購入して、今私が使ってるんですけども、大型のと比べたら結構、活躍の場はあるんですよ。細かいところに入って行って、除雪できるっていう感じですね。

ちょっと自慢になるかもしれないけど、私あの駅前のポストと電話ボックスの前を除雪し始めて、この大雪の後を必ずやっていますね。

それはちょっと変な自慢なので、置いときましてですね。ホイールローダを、町内会に2台ずつ置くなり、町内会でやらなくてもいいです。シルバー人材活用した団体を、NPOなのか、どういう団体か知らないけど、そこに予算をつぎ込んで、整備するということも必要でないかと思えますので、その点は一つ考えていただきたいことと、もう一つ言えばですね、50億円の、町長は52億あるって言ってましたけども、電源三法交付金あるいは固定資産税。その使い道をですね、ぜひ調べて本議会の頃まででもいいですし、提示していただきたいと思えます。

正直、前町長に会ったときにですね、駅前で会ったんですよ。立話の中で、私は50億を使ったほうがいいのかと思うんですけどもって言ったっけ、前町長はそれは制限があるよと。使い道については制限がある。でもそれ、大ざっぱにそうやって言ってしまえば、何でもよく分かんなくなるので、具体的に調べ上げて、ただ私、厳しいですから、ふるさと創生事業のときに町の職員に嘘つかれたっていう、昔の古い傷といいますか、ありますので、簡単に言えば、電話一本で道庁に聞く、国の科学技術庁に聞く。その電話の応答について、私は

全部信じることはしません。ですから、中途半端でない答えを聞かせていただきたい。

それで使える道とかを議会なり町民が判断して、もちろん全部使うことはいたしませんけれども、ある程度は町の活性化になるものであれば、使っていきたいと思います。

山下企画政策G主幹

まず協力隊員の採用に関しましてですけれども、この集落支援の担当ということに限って申し上げますと、令和2年度に3人採用してございます。そして令和3年度にちょっと1人退職されましたので、現在は2名での活動ということになっております。

斎賀委員長

シルバー人材については。

野々村町長

以前から、このシルバー人材センターについては、議会の中でもずっとこう議論をしていただいていたきておりますけど、一向に前進出来なかったという、軸になる、それを起こす、事務局をやる、そういう方、人材になかなか恵まれなかったというところもあるのかもしれない。

ただ今モデル的に問寒別の集落、このコミュニティ形成事業の中でも今、そういう拠点を作ろうということの中で、どういう形がいいのか、どういう形が住民が求めているのか、それがNPOなのか、それとも地域づくり協同組合的なああいう組織なのか、その辺も、今年度からもかけて、それぞれきちんと情報収集しながら、その方向性を探っていくというところでもありますから、そういうのと同じように、シルバー人材センターもほとんどがボランティア組織的に、退職者の働ける、また技能の持っている方々を使うという、まさしく事務局を中心に、それぞれ適正な仕事の配置に派遣をするという形で、シルバーセンターも動いているということでもあります。

どういう形で、事務局を兼ねて動きやすいかということ自体も今問寒別地区でも、核になる人の育成なのか、そういう人を呼び込むのかも含めてですけども、やっぱりそこら辺をもっと詰めていかないと、ばらばらと仕事する人はいるよと言っても、やっぱりきちんと事務局を形成してくれる人がいなければ、中継ぎをしてくれる人がいなければ、なかなか長続きをしないと思っておりますので、シルバーセンター、イコール、それだけが除雪の体制ではなくて、こういう地域づくり事業組合にしても、NPOにしても、そういうボランティア組織の形成がどのように地域として動きやすいかということをもまず念頭に入れて、モデルケースを問寒別地区でも今、図っていこうということでもあります。

ただこちらに、それぞれそういう人材とそれから働いてくれる、担い手が少しでも形成されるのであれば、そこは同時に進行していてもいいのかなという気はしてますけど、なかなかそこは難しいのかなと。

これまでも、福祉の除雪作業を担っていただく方についても、なかなか人材を確保すること自体が難しいということですので、これがありきということではなく、多岐にわたって組織づくりをつくるためには、皆さんがどのような組織形態が一番いいか、望むかということをも、考究しなければならぬのかなという気はしております。

それと基金、私が52億って言ったわけじゃないですよ。高橋さんが52億って言ったんですよ。私は52億なんていう金額は、52億をどうするんだっていう話は高橋さんから私は聞きました。52億を私がありますなんていう話はしませんし。

(「52億ないんですか」の声あり)

金の話はありますけど、基金はあります。ありますけど52億という金額を私が発したという高橋さんのお話では、私からは発してませんということをお伝えしただけです。

ただ、使い道の件に関しては、それぞれルールがあって、こういうことに使えますということ自体はきちんと向こうから来てますので、それは多分、いろんな形でこういうことには使えるということ自体はお話ができるかと思ってます。

それぞれ何でもかんでもが使えるという状況でないことだけは確かです。前町長がおっしゃられたというとおりでと思います。

それを上手にどのように使うかっていうのは、またそこは、どのぐらいまで上手に使えるかっていうのはなかなか難しいところなんだと思ってます。その全てが監査、北海道の指摘も受けながら、こういう形では使えるかとかかっていうご相談をしながら、今までも使えるものに使ってきたという実績でないかなという気はしてます。

高橋秀明委員

私からしてみればですね。50億でもいいんですけども、これをね、使おうとしない町長さんが二代続いたと思ってんですよ。そう言い切っても私はいいと思うんです。ですから、使い方をちゃんと私たち町民なり、また議会に提案してください。

そしてその中で使えるものと使えないもの、私もちょっときついこと言いましたけども、創生会議のときに、いっぱい意見があったのは温泉を掘りたいという意見の反映が多かったんですよ。

それ以上に多かったのが、金田心象記念館で聞いたことのない名前で、若いときの記憶で、これは間違いない話なんですけども、ですからそのとき担当の者が言ったのが出るか出ないかわかんないものに1億円なんか使えないよって言い切ったんですから、会議の場で、古い役場の2階で、50人ぐらい集まったところで。そして私がまちおこし村おこしで、視察に東北地方に行ったときに、ちゃんと1億円で出来たんですよ。えっと思って、中身を聞いたら、業者の中に出なかったら一銭も要らないと。出たら1億円もらうよと。1億円が全額かどうかかわかんないですけども。ですから、簡単に、道庁に聞いて、その担当の方が幌延町の職員にもちろん皆さんと関係ない先輩たちですからね。そういうふうに言ったことが僕の中に残ってんですよ。そういう嘘とは言わないけども、それに流されてしまったっていう。

ですから、50億の使い方ある程度出してくれて、僕は全部信じないですから、まだ突っ込めるとこあれば、突っ込みたいと思いますんで、その点ひとつ、よろしくお願いします。

そして、一つだけ言うの忘れたんでちょっと一言だけいいですかね。

除雪、排雪というのをね、克雪っていうんですかね。

そういう町になったらね、幌延に企業誘致できますよ、私の考えでは。やっぱり雪が嫌だから北海道に来ないんですから。例えば道の駅、今、街中と新しい天塩大橋、両論ありますけどね、例えば広いところで、天塩大橋の近くに道の駅を持って行ってその駐車場、全部除雪して、町外の人を受け入れる体制を作ったら、幌延にあそこに行けば、車停める場所あるつつつ、そこに宿泊施設でもあれば、結構来ますよ。そういうことをやっぱり念頭に置いて、やっていただきたいなと思うんですよ。

いや、言うことは、極端なことしか私、多分言ってないですから。全部そのまま捉えていただけたらとは思ってませんけども、企業誘致に絶対つながるっちゃうことを考えていただき

たいと思います。

齋賀委員長

高橋委員、すいません。企業誘致それから創生基金。今は問寒別をモデルとした地域コミュニティ形成事業について中心に話をしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

岩川副町長

すいません、ちょっと基金とこれまでの町長の政策の関連についてですね、ちょっと補足させていただきたいと思います。

今日の常任委員会の冒頭にですね、総務財政課長のほうから、令和4年度の予算説明ということで、予算説明資料のご提示があったかと思うんですが、ちょっとこちらのほうご覧になっていただけますか。

20ページになるんですけども、分厚い冊子になったようなものです。よろしいですか。これの20ページに、当町の基金がございます。1番下のを見ていただきますと、令和3年度末の現在額で約58億という数字になってございます。

大ざっぱに言って58億ぐらい令和3年度末であるんですが、その内訳っていうのは、この基金名っていう1番左側にですね、それぞれ基金名がございまして、これ財政調整基金以外は特定目的基金といいまして、使い道が、目的が決まってる基金なんですね。ですから、目的に沿った使い方を今もしているという状態で、右側に基金充当事業ってございますよね。今、町としてこういった事業に充当してますよっていうのが、この内訳なんです。

で、3段目にふるさと創生基金っていうのはあると思うんですけども、毎年、積立ててるの6,500万ぐらい積立てになってますけどもね。

(高橋秀明委員「ふるさと応援基金かい」の声あり)

ふるさと創生基金です。上から3段目ですね。11億3,600万というところ。

ここの6,500万というのは、実はその電源三法交付金の約半分ぐらいは毎年積立てましょうねっていうことで、という考え方で積立ててきています。

その反面、取崩し額っていう9,250万ってありますよね。この9,250万円の内訳っていうのは、移住定住ですとか、産業振興ですとか、商工業の振興促進など経営力、強化事業だとか、産業振興に主にこう使ってきているということで、これは野々村町長になってから始めた事業でございます。

それと、ふるさと応援基金っていうのは、このふるさと納税を原資とする基金ですけども、あと公共施設等整備基金って、5段目にございますよね。これも12億ぐらいあるんですけども、これらについては、道路横断管補修事業ですとか、道路事業だとか公営住宅の長寿命化だとか、いろんなものに使っていかなくちゃならない。これから、まさに下水道の更新ですとかね、公共施設の長寿命化とかに、これからどんどん使っていかなければならない基金でございます。

それと、その次の次、地域公共交通活性化基金で2億5千万ぐらいありますけども、こちらについても生活交道路線の維持ですとか、昨年からは始めました高齢者等交通費助成事業などに充てているということで、皆さんの暮らしの確保するために、この基金が使われているというような状況になっています。

それとですね、さらに申し上げますと、32ページをご覧になっていただきたいんですけども、32ページではまち・ひと・しごと創生総合戦略事業の事業が、どの事業にどれだけ

予算を計上しているかっていうことが書かれています。これは、まち・ひと・しごと創生総合戦略が、平成27年度、実質は28年度から始まっていますけども、これらに予算を投入しているものを表しています。

その中の、財源内訳の中でね、その他と一般財源ってありますけども、その他っていうのが、おおよそ基金を取崩して充当してる金額ですね。

そして一般財源というのは、本当にその年の一般財源を充当してるっていう金額で、毎年2億7千万ぐらいのお金を新たに事業としてつぎ込んできてるということでこれも、全て新しく始めた仕事ですので、全くこの基金のお金をね、これまでつぎ込んでいないということではなくて、これらの事業に積極的に使ってきたと。そして、町民の方々の暮らしだとか、命を守るために使ってきたんだということで、ちょっとご理解いただくとありがたいなと思って、補足させていただきました。

高橋秀明委員

すいません一言だけ質問。許してください。

斎賀委員長

じゃあ一言どうぞ。

高橋秀明委員

年間に平均したらですね。電源三法交付金で蓄えたお金、それを平均ここ5年ぐらい平均でいいんですけども、年間にそしたらそのいくら使ってるって言えるんですかね。そのことだけまず教えてもらいたいと思います。

岩川副町長

大ざっぱに申し上げまして、電源三法交付金というのは年間1億6千万ぐらい、国のほうからいただいているんですよ。

そのお金の使い道っていうのが、診療所の医療従事者の給与だとか、保育士だとか保健師だとか、消防職、専門職の人件費に充当させていただいております。

でその額で大体、一応1億円ぐらいなんですけども、本来ですと、交付金がなければ、丸々その1億円というのは一般財源を投入しなきゃならないことになるんです。だから、20年たったとしたら、2今のこの基金残高から20億減るような格好になります。

高橋秀明委員

一つだけ、もう1回。いいですかね。

いやそしたら、年間に1億何千万ぐらいしか使ってないとも言えるんですか。

岩川副町長

ですから、1億使った残りの6,500万ぐらいをふるさと創生基金に積立てて、基金を少しずつ増やして将来のために備えているというような構図になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

斎賀委員長

それでは、すいません高橋さん。後は、個人にちょっと聞きに行くなり、これまでもそういう話は、いろいろ委員会でやっていますので、会議録を事務局からいただいて、会議録、今までの説明ありますので、会議録をまたちょっと読んでほしいと思います。すいません。

地域コミュニティ形成事業に戻って、その説明についての質問お願いします。

植村委員

この事業、先ほど進説明で31年度から、この計画が終了つちゅうか、本格運用するまで6年間かけてやるんだということですよ。壮大な事業というふうに思います。

そのうちのもう今現在、令和4年度に入ろうとしているということでございますけども、今まで、この平成の31年度から令和3年度までに、この事業にかけた事業費っていうのは、総額としていくらぐらいになるのかお聞きしたいと思います。

そして、これだけの大がかりな事業ということですけども、将来に向かって、地域集落支援センター、これを立ち上げて運営していくんだという考え方のようですけども、この支援センターの主力となる目途が、人材の目途がついてるのか。あくまでも地域おこし協力隊に頼った形の中で、センターを立ち上げていくのか、どうなのかということを再度お聞きします。

山下企画政策G主幹

すいません、ちょっとそのかかっている総額ということに関しては、ちょっと詳しく詳細なですね、金額をですね、今ちょっと申し上げることは出来ないんですけども、平成31年ではですね、1千万とこだわったんですが、2年度から地域おこし協力隊の皆さんの人件費なども入れますと3千万ぐらいということで推移しているかなと、年3千万ぐらいで推移しているのかなと思います。

それが令和3年度も同額程度で推移してますので、1千万に3千万、3千万ということで、7千万ぐらい、大ざっぱに言いますと、予算ベースですけども、大まかにはそれぐらいかなと思いますけれども、かなり補正予算で減額している部分というのがありまして500万円から1千万円ぐらい毎年減額しているという部分もございますので、決算ベースで考えるとそれから更に、かなり落ちるのかなというところがございます。

併せまして、いろいろな交付金、あるいは特別交付税措置というものも考えたときに、国の交付金を2年連続で採択いただいているものが合わせますと1,200万円程度でございますし、北海道の地域づくり総合交付金というのも3年連続で交付いただいております。

その他の協力隊等経費に関しましては、特別交付税措置もございますので、いろいろな特定財源を絡ませながらの事業費ということで、ご理解いただければと思います。

そして将来のセンター立ち上げの主力人材ということでございますけれども、基本的には、地域で担っていただきたいという、地域運営でございますけれども、なかなか、そこ一体地域の人が全てを担うということが難しいのではないかという現状もございますので、主力となって活動を担っていくのは、実働部隊になっていくのは、地域おこし協力隊ですとか、外部人材と言われる方を活用していきたいというふうには考えておりますけれども、極力地域の皆さんの応援体制であったり、あるいは先ほど町長のほうから申し上げましたように事務局っていうんでしょうかね、そういったものを束ねていたり考えていたりしていく人というものは、やはり相応の人物が必要であるというふうな認識でございますので、今後の地域ビジョンの策定にあわせまして、地域運営組織の形態も含めてですね、あるべき姿というのを重ねて検討してまいりたいと考えております。

植村委員

今聞く限りでは、私もそういうふうに思っているんですけども、やはりこの集落センターを維持管理運営していくという部分においては、かなりの能力の持った職員が出ないと、なかなかこの地域をまとめていろんな住民の負託に答えていくということが難しいのかなと

いう気がしております。それらの人材つちゅうのを今後どうしていくのかなっていうことが、この集落支援センター立ち上げるという目標に向かったの、一つの大きな私は課題になるのかなというふうに思ってます。

なかなかそういう人材がそこら辺にコロコロ転がってるかということになると、私はそう簡単には。言葉で紙面ではこういうふうにならなくても、実際その運営するときに、持続可能な、将来的に向かってこのセンターが、地域のために機能していくということになれば、非常に難しい人材選定になるのかなというふうな気がしています。

まして、この構図っていうのは、問寒別地区ということで、モデル地区ということで考えたようですが、幌延のどこの地域もこれと同じような構造になりつつあるというふうに思ってます。

それらも含めて、将来的なその今後のイメージっていうのをきちっと立ち上げていかないと、変な構造になってくるのかなというふうな、私はそういったものを危惧してるんですよ。例えば今、手がけていこうとしてる地域交通だとか、そういうものにも鑑みて、どうやって、最終的には、今は試験で運行するということですが、将来的にどうやって構築していくのかなというところも私は大切なところになるのかなというふうな気がしています。

そんなところでなかなか予算かなり、今言ったように約7千万ぐらいって言ったけども、そのうちさっき言った特定財源を差し引くともっと少なくなるということですね。国の補助とか道の補助を差し引くともっと少ない金額になるつちゅうことですよ。

山下企画政策G主幹

委員おっしゃりますように一般財源で考えますと、財源差引きますので低くなるのと、決算ではかなり減額しているという部分がございますので、予算以上には低いのかなと思います。

前段でセンターの運営に関しましてですけども、やはりいろいろな参考事例とかを見ていると、やっぱりそこそこのこういった仕組みをつくる上では、そこそこの地域にキーマンとなる人がいたという事例や、あるいはたまたまとは言わないまでも、外の人とうまくマッチングして地域が回っているという、そういう2つの成功事例に分けられるのかなというふうに思いますので、そういったことがこの地域でも可能かどうかも含めまして、こういった形態が最良の方向になるのかというのは、今後も引き続き、検討を進めたいと考えております。

植村委員

薄々つちゅうか、粗々の中で将来的なその人材というのは、構想の中にはもうでき上がってるんじゃないかなと。そうでないとなかなか、これから探しますつちゅうことにはならないんじゃないのかなって気がするんですけどもさ。どうなんですか。

角山企画政策課長

先ほどの説明の中でも、来年度、地域ビジョンを作っていきます。その中では、やはり冒頭の説明でもありましたように、行政の力だけじゃなくて、地元の人、外の人、これを併せ持つてですね、組織のほうをつくっていかなくちゃいけないので、その足掛かりに来年のビジョンを作ります。

その委員の中にですね、やはり問寒別地区、まずモデル地域として進めますので、地域の主要な方、若い方含めてですね、まずはそこでビジョンを作っていくというところから、取

り組んでいきたいと思っておりますので、今、この人っていうことじゃなくて、そういった現状でも、問寒別地域を支えている方からもご意見貰いながら、方向性つけていきたいというふうに思っておりますので、ご理解ください。

植村委員

本当かどうかちょっとわかんないんですけども、今までの現状の中で多額の予算をかけてきてやってきた中の、問寒別地区の住民の反応っていうのは、何をやるんだろうなという、何か中身が理解されてない方がほとんど多いのかなっていうふうな反応を耳にしております。

そこら辺も含めて、折角の事業だと思いますんでね。もうちょっと問寒別地区の住民も含めたっていうか、中に入れた事業推進をやっぱりしていくべきかなというふうには思うんですけども、だからそういうところコミュニケーションっていうんですか。そこら辺がうまくいってないところもあるのかな、なんていうことで心配してるけども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

角山企画政策課長

植村委員おっしゃるとおりですね、この事業を進めるにあたって、集落支援の地域おこし協力隊を導入して、まず地域の声を聞いていこうというところで、ちょっとコロナ禍ですね、なかなか当初各お家に足を運んで、ヒアリングというような構想もございましたけれども、なかなか他所の人が来てお話をということが難しい状況になりながら2年間、人数制限をして、集まってもらって時間を限ってみたいということで、その中でできることから始めた部分がありますので、確かに全体像としては、地域の方もなかなか理解難しいという声があるんじゃないかなと思うんですけども、その辺も暮らしの応援隊ですとか、事象の地域交通に関しては、浸透してる部分もありますので、そういったものも説明に交えながらですね、全体の説明は注意して、丁寧にしていきたいというふうに考えてますんで、よろしく願います。

斎賀委員長

ほかに。ありませんか。

無量谷委員

資料1の1の中で、令和3年度12月末で、問寒別地区の人口が299人っていう形なんですけども、この内訳の中で65歳以上と18歳未満っっちゃうか、それらの年齢っていうのは、構成はどういうふうになっているか、ちょっと聞きたいんですけど。

山下企画政策G主幹

すいません、年齢構成に関して、今ちょっと手持ちに資料はありませんので、後ほどでもよろしいでしょうか。

(無量谷委員「はい」)

ほかに。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、地域コミュニティ形成事業についてはこれで閉じさせていただきます。

どうぞよろしく願います。

続きまして、企画政策課所管2つ目、オトンレイ風力発電更新事業についての説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは、私からオトノルイ風力発電更新事業について、ご説明いたします。

お配りした資料をご覧ください。

現在のオトノルイ風力発電所は、平成15年の運転開始以来、19年に渡り堅調に稼働を続けておりますが、この度、令和5年度中に固定価格買取制度に基づく売電期間が終了することから、風況に恵まれた当該地域における継続的な風力発電所の運営を目指し、既設風力発電所の更新を計画したものです。

はじめに、計画の概要についてご説明いたします。

風力発電の設置場所は、現在の事業エリアと同じ浜里地区で、発電規模につきましても、現行と同様の21,000kWとなりますが、設置を予定する発電機は、既設の750kW・28基から現在、主流となっております4,200kW・5基へ変わります。

次に事業スケジュールについて、ご説明いたします。

資料下段に一覧表を掲載していますのでご覧ください。

既存の発電事業につきましては、令和5年3月に廃止手続を行い、以降、風車などの撤去作業に入ります。

新設工事につきましては、着工に向け、現在、詳細設計、風車型式の認証手続を進めており、並行して環境アセスメント手続が進められております。

環境アセスメント手続につきましては、4段階ある手続のうち、現在3段階目まで進んでおり、事業の内容や事業の実施により、環境へ及ぼす影響に関する調査結果を準備書としてまとめております。こちらにつきましては、本年2月15日から3月16日までの期間、役場及び生涯学習センターで準備書の縦覧を行っております。なお、環境への影響につきましては、実行可能な範囲内で回避・低減しており、国等が定める基準・目標等に支障を及ぼすものではないと評価されています。また、準備書の内容に係る説明会を3月11日金曜日18時から3月13日曜日12時から国際交流施設で行います。

いずれもの手続につきましても経済産業省の許可・審査を受けたのち、令和5年4月から着工に至るスケジュールとなっております。

新設工事の完了予定は、令和6年8月。翌9月から試運転を行い、同年12月の営業運転開始を予定しております。

資料裏面をご覧ください。

上段の発電事業区域と風車設置予定を示した図をご覧ください。

現況は、28基の風車が100m間隔で配置されておりますが、更新後は5基の風車が625m間隔で配置される予定です。更新後も直線状での配置を予定しています。

次に、風力発電設置に関する技術要件の変更と更新後の事業運営体制についてご説明いたします。

資料下段をご覧ください。

令和2年4月から北海道電力管内において風力発電を設置する場合、電力の安定供給の観点から蓄電池の併設が義務化されており、本事業においても該当となることから発電能力から算定し、40mW級・約30億円の蓄電池を併設する予定です。

蓄電池を含む総工費は約100億円を見込んでいます。

最後に更新後の事業運営体制ですが、現行の幌延町とJFEエンジニアリングの株主体制

から新たな出資者の参画について検討中です。

その際は、現在97%の株式を保有するJFEエンジニアリングの持ち分の変更により対応する予定で、幌延町は現行の3%から持ち分を変更する予定はございません。

幌延町といたしましては、引き続きオトンルイ風力発電事業への参画等を通じまして、地域におけるエネルギー自給率の向上等への貢献を図ってまいります。

以上、オトンルイ風力発電更新事業に係る説明といたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

このことについて委員皆さんから意見を伺いたいと思います。

高橋秀明委員

この蓄電池の併用、平成17年に出来たその当時、結構思い入れがある風力発電所、いろんな事情から、それで質問いたしますけども、蓄電池の併用が義務づけられたということで、今までは蓄電池はなかったってということですかね。

角山企画政策課長

はい。現行の設備については、要件としてはございませんので、蓄電池はついておりません。

高橋秀明委員

この出資の割合なんですけども、幌延町がリプレース後に3%。これは変えないっていう意味は、このJFEエンジニアリングの97%の株式の一部を、他のほうに売却するという意味で、そうでなかったら3%は変わってしまうんですけどもね。そういう考えでよろしいんでしょうかね。

角山企画政策課長

委員からのお話のとおりですね、図のほうにも示しておりますけども、JFA時の97%を新たな出資者に参画に応じて、分けるということを検討しているという段階です。

高橋秀明委員

繰り返しますけども、JFEエンジニアリングの株式を関連企業とかが新たな出資者に分け、買ってもらうということで認識してよろしいんでしょうかね。

角山企画政策課長

株式の譲渡という表現になりますけれども、はい。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、以上をもってオトンルイ風力発電更新事業について、閉じたいと思います。

ではここで、3時25分まで休憩をとります。

(15時15分 休 憩)

(15時25分 開 議)

それでは休憩を解いて、会議を再開したいと思います。

調査事項、企画政策課所管、3番目、幌延町産業地域振興センター空調設備改修事業についての説明を求めたいと思います。

角山企画政策課長

それでは、幌延町産業・地域振興センター空調設備改修事業、次の説明事項、地域内消費促進緊急プレミアム商品券発行事業につきましては、国の令和3年度補正予算において、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的に交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当して実施するもので、いずれの事業につきましても、関係予算を3月補正予算に計上し、翌年度に繰り越したうえで実施することを予定しています。

詳細説明につきましては、お配りした資料を基に、幌延町産業・地域振興センター空調設備改修事業につきましては、地域振興係長梶。地域内消費促進緊急対策プレミアム商品券発行事業につきましては、商工観光係長伊山からご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

斎賀委員長

それでは、空調設備のほうからですね。

梶企画調整係長

それでは、幌延町産業・地域振興センター空調設備改修事業について、私からその概要をご説明いたします。

お手元のA4資料をご覧ください。

1、施設概要については、施設の振り返りということで記載しております。

幌延町産業・地域振興センターは、幌延建設業協同組合が平成15年11月に北方地域振興センターとして建築しました。その後、同組合の解散に伴い、平成29年12月に入居する幌延地圏環境研究所への研究支援等の観点から、町が取得したという経過でございます。

続いて、2、事業内容ということで、空調設備の状況等をご説明いたします。

幌延町産業・地域振興センター内の空調設備については、平成15年の建築以来、建物内の大部分の冷暖房を灯油エンジンヒートポンプエアコンが担っておりますが、老朽化による故障の頻発及び保守部品の製造停止に伴い、センターの安定的な運営に支障をきたす状況となっております。

先ほど、課長の説明にもありましたけれども、本年度は、実施設計業務を実施しております、改修費用を令和3年度3月補正予算として計上し、その予算を令和4年度に繰り越した上で、新型コロナウイルス感染症対策として換気設備の整備と併せて、空調設備を電気式空冷ヒートポンプエアコンに改修するとともに、劣化が進んでおります屋上防水改修も実施しようとするものです。

次に3、事業予算についてですが、歳出事業費は1億4,003万円となっており、財源としては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金4,267万円と残りは一般財源9,736万円としております。

最後に、4、センター利用状況ですが、1階管理事務室には、当センターの指定管理を受託している㈱トナカイ観光牧場が入居しており、3階の貸事務所については、4室中2室が利用中となっております。その他1階から3階までの貸付部分については、幌延地圏環境研究所が事務所、会議室、研究室等として利用いただいているという状況でございます。

以上、簡単ではございますが、幌延町産業・地域振興センター空調設備改修事業のご説明といたします。

斎賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員皆さんから意見を伺います。挙手をして指名を受けてから発言をしてください。

植村委員

1、2点ちょっとお聞きします。

新型コロナウイルス感染対策の地方創生交付金を使うということなんですけども、ヒーターっていうか、この暖房施設のエアコンの補修、改修はわかるんですけども、これ屋上の改修ってというのは対象になるんですか。

梶企画調整係長

交付金の経費としては対象外になっております。

植村委員

その結果、一般財源の負担は、約1億近い9,700万ということになったってことなんですか。

梶企画調整係長

委員おっしゃるとおりでございます。

植村委員

幌延ラーニングサポートクラブってこれどういう会社でしたか。

梶企画調整係長

こちら教育委員会のほうから申請をいただいているんですけども、塾ですね。議会等でもいろいろ話題になっております、塾になります。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

無量谷委員

エンジン式の暖房器具から電気が変わるということから、全て配管類を使わないで電気の各部屋ごとに、エアコン調整するってというような意味合いで考えていいですか。

梶企画調整係長

個別で電源のオンオフをできるような形のエアコンというふうに聞いております。

斎賀委員長

ほかにありませんか。

高橋秀之委員

ちょっと聞きたいんですけど、1億4千万の内訳なんですけど、防水工事がいくらで、空調工事がいくらで、換気工事いくらとかわかれば教えていただきたいんですけど。

わからなかったら後でもいいんですけど。

斎賀委員長

後でいいですか。

(高橋秀之委員「はい」の声あり)

そしたら後ほどにしたいと思います。

ほかに。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

では、ないようですので、ちょっと閉じてよろしいですか。後でまたちょっと数字のほう

をお願いします。

では、産業地域振興センターの空調設備改修事業については、これで閉じたいと思います。引き続きお願いします。

伊山商工観光係長

それではお手元にお配りしたA4横の資料に基づきまして、事業の内容についてご説明申し上げます。

こちらはですね、幌延町新型コロナウイルス感染症経済対策として実施いたします、地域内消費促進緊急対策プレミアム商品券発行事業ということでですね、この度の新型コロナウイルス感染症の長期蔓延化によりまして、苦境に立たされます町内事業者への支援と、外出自粛等で落ち込む消費行動の回復、これにより地域内消費の促進を図る下支えを目的として、商品券の発行を実施するということとなります。

商品券の発行イメージ等々につきましては、資料に載っておりますので、ご確認いただきながら、ご説明申し上げます。

まず商品券の発行額、こちらにつきましては、総額で3,150万円となります。

1冊5千のものをご購入いただき、7千分の商品券がお手元に届くということとなります。発行セット数、こちらについては4,500セットを販売し、購入限度額、こちらについては町民1世帯当たり8冊まで、町外世帯2冊までということで実施いたします。

プレミアム率。こちらにつきましては、40%ということで、内訳といたしましては、加盟店共通券20%、飲食店専用券20%ということで設定をしております。

また、蔓延防止措置による、時短営業や休業、また影響著しい飲食店へのもですね、支援を継続し、利用者への特典を付与することによりまして、定着の兆しが見えつつありますテイクアウトであったり、デリバリー、こういったさらなる利用促進へつなげていくことでですね、引き続きウイズコロナ、アフターコロナへの順応促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

販売におけます周知の方法。こちらにつきましては、告知端末、新聞折り込み、加盟店へのポスター等の掲示により周知の徹底を図ります。

販売方法。こちらにつきましては、購入者の未収を避けるため、これまでも実施をしてまいりましたが、先行販売、また広くて換気可能な広い会場を確保することで、販売をいたします。

またこのほかですね、申請書を兼ねた広告チラシを作成することにより、受付等の時間短縮を図るということで、こちらについても感染対策の一環として進めてまいります。

販売日。こちらにつきましては、令和4年の6月上旬を予定し、使用期限につきましても、短期間での事業効果を発揮させるために、発売日から4ヵ月程度を設定しているところでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況、感染状況を含め、こういったものを注視しながらですね、販売日と券の使用期限、こちらについては設定をさせていただきたいということで考えております。

また、事業の実施主体となります、幌延町商工会のほうと、情報を共有しながらですね、進めていくこととなります。

本事業に係る予算規模、こちらにつきましては1,195万円ということとなります。

以上がですね、幌延町新型コロナウイルス感染症経済対策地域内消費促進緊急対策プレミ

アム商品券発行事業の説明となります。

齋賀委員長

説明いただきました件について、委員皆さんから意見を伺いたいと思います。

質問、意見のある方は、指名を受けてから発言してください。

植村委員

対策事業ということで、プレミアム商品券、これもう何回もやって、町民の中でももう常習化ちゅうか常連化して、もう驚かなくなったという傾向があるのかなと思います。

そんな中で、町民の一部の人からの声を聞かしてもらった時点では、加盟店に20%、それから料飲店、飲食店に20%という、この配分はどれも今までのやつとちょっと使いにくいよねというのは、なかなか料飲店には世話にならないということで、下手したら20%が流れ者ものになっちゃうというような考え方が強くて、今言ったデリバリーだとか、何かとかっていうことを、なかなか出来ないという町民の方も多くいるというふうに聞いております。

できれば専用券でなくて、この分をひとくくりにした40%のプレミアムという形に出来ないかなという声があるんですけど、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

角山企画政策課長

ただいまのご意見といいますか、使用した方からの声ということでございますけれども、やはり地域内消費の拡充っていう制度の目的、またコロナ禍で飲食店さんが苦境に立ってという部分もございますので、ここの部分というのは、この制度の肝の部分でもございますし、そう言いながらも、商工会さん、飲食店さんも、テークアウトデリバリーというものは、ここ1、2年の間でだいぶこう工夫、それぞれの店もされていっているところでございまして、確かにその一部の声でございますけれども、今回の地域消費のですね、プレミアム事業については、過去最大、最も換金率が高かったという成果が出てます。

またちなみに換金率は99.79%ということで、またですね、利用の割合についても、飲食29.1%利用あったんですけども、こちらも今までの中で一番多い割合だったということで、徐々にこう、使う側、提供する側っていうのが、慣れてきてる部分もあるかと思っておりますので、ここは継続してやりたいというふうに担当のほうでは考えてます。

植村委員

結果としてだんだん慣れてきて、使ってくれるになったと。飲食店側もいろんな工夫されて、使ってもらえるような対応を、工夫をしているということで理解しました。ただ、このコロナの影響というのは、料飲店、飲食店に限らず、多種多様な職業に渡って影響が大きくあるという、あったということでございますので、この話題とはちょっと外れますけれども、他町でやってる、先ほどのちらっと会話の中でも、同僚議員が牛乳消費拡大のための、牛乳商品券の町民に配布ということも、コロナ対策の関連も含めた消費拡大も含めて、酪農の町である以上、やるべきでないのかなという話も出ました。うちの町がやっぱりその面では、一つ遅れたのかなというふうに思いますけども、今後、それらに対する配布ちゅうか、助成措置というんですか。そういった消費拡大事業展開する気があるのかなのか、今回の予算には見込まれてませんけども、今後どういうふうな考えを持ってるのかお聞きします。

角山企画政策課長

牛乳の消費拡大についてはですね、実は昨年度から、スタンプラリー事業のですね、参加

賞またはJAさんの協賛の賞として設けてます。

こちらについてはJAさんから、千枚ですね20万円分の牛乳券を提供いただいて、消費拡大と、スタンプラリー事業を盛り上げるという意味で、昨年度今年度とですね、そちらのほうはやっているところです。

植村委員

それはJAさんの提供であって、町として、やっぱり独自に取り組むということも、私は、遅ればせながらもやるべきじゃないかなと思ってますけども。

野々村町長

今、植村委員からもご指摘がありました牛乳のあちこちで配布をしているという、消費拡大運動の一環として、町ぐるみでやってるところ、それぞれがあるということでは、我々も承知をしているところでもあります。

牛乳券に関して、今回、3月、4月の余乳という、つい先月ぐらいまで、そういう情報が順当に流れるだろうという話でしたが、1ヵ月ぐらい前から、3月、4月の春休みに対して、また余乳が出るかもしれないという、また新しい情報が入ってきたということも加えて、我々もどっかで消費をしていかなければならないということで、この春休み以降の消費の流れ、その部分もやっぱりこう、考慮に入れなければならないのかもしれないという気はしてございます。

ただ、内本当に95%、96%ですから、最大限絞って、減らしたわけでもないなどかって思いつつ、JAさんの甘えで、今まで牛乳券をJAさんのみならず、JA独自でやるわけじゃなくてあれは国の、施策の中でホクレンさん配下の中で配られる、枠なんですけども、それらに準じて、町独自もやっぱりやるべきと、皆さんがそう言っていたらであれば、それなりにこの今回の予算では、新年度予算では見積もっていませんけども、どっかの自体で皆さんにご相談をしながら、補正予算でも組ませていただいて、やること自体は可能だということで、どうしても皆さん合意のもと、やるべきだという、結論をいただけるのであれば、そこは、後ほどこの予算終わってから、補正組んででも、少し考えていかなければならないことの一つだなという気はしてございます。

ただ、どこの地区、府においても、本当に見掛けは物すごくいいんですけども、額的には大した額ではないんですね。1世帯3千円程度であって、猿払あたりでも400万から500万程度ということで、それと同等に皆さんが考えるべきということであれば、この予算通していただいた後、また補正でも組ませていただきながら、新年度に向けての消費拡大をやっていく、その考えを事務方で詰めていければと思っております。

我々としては、本当に2回これやったんですね、農協さんの牛乳券。今回のプレミアム、プラスその前にも1回JAさんがやってる。もうその部分ぐらいで、この消費拡大の分、うちの枠としては、その消費拡大は確保出来たかなあとかって思ってて、そっちには余り触れなかったんですけど、やっぱり新聞紙上はああやってたたかれたら幌延だけ何やってるって、幌延の牛乳大した量出てないからいいよねっていう話ではないんで、やっぱり消費拡大としては、周りに合わせて取り組むという姿勢を示すべきだということであれば、後ほど新年度予算終わった後に、少し考えさせていただければと思います。

植村委員

どちらかというと、うちの町っていうのは飲用じゃなくて、加工乳ということもあったり

して、農協、農家自体も反応が遅かったのかなという気がしてますけども、やはり加工乳の加工製品も大きくダブついてきているという状況を見ますと、やはり牛乳同様の消費拡大も図っていかねばならないなというふうに考えています。

その辺、農業団体がどのような考え方をしているのか、ちょっと直接聞いてないんで、わかんないんですけども、以前は、農家に強制的にバターを買わせたというような経緯もあったんですけども、強制的というよりも、やっぱり飲用乳に合わせて、そういったその加工の製品も、消費拡大にしていくということも考えながら、補正でもいいですから、今後対応していただきたいなというふうに思ってます。

野々村町長

皆様のご意見は承りました。

どういう形にするかということ自体と、それから予算枠については、ちょっと一任を願いたいと思ってますけども、消費拡大運動のマスコミ上のパフォーマンス的な事自体よりも、中身を重要視しようということで、そちらのほうに専念をして、予算を計上してしまったところからすれば、ちょっと配慮が足りなかったかなという気がしますが、農協さんからも1度も要請がなくて、皆さんからも1度もお叱りもいただかなかつたし、予算終わってからお叱りをいただいて、補正という形になってしまうわけですけども、本当に消費拡大について、うちが加工だからとかそういうものではなくて、2月の頭ぐらいまでは順調に流れるという情報が我々も、雪印乳業の組長会議の方々とかとちよびつと恒例のことでも、そういう動きだったんですね。ところが、思ったより臨時休校とか、どんどんどんどん増えてって、急に2月の末ぐらいから、春休みにかけて、相当の余乳が出るかもしれないと。暮れにちょうど5万トン投げなきゃなんないっていうあのニュースと同じように、最近ニュースでは喋ってませんが、そういう流れだったんで、そこはちょっと私自身も、牛飼いでありながら、気が緩んでたというところはありますので、議員の皆さんが、どうしても、そうお力添えをいただけるのであれば、考えていきたいと思えます。

佐藤委員

一ついいですか。

町長がおっしゃってくれたように、僕等も内心は牛乳の商品券ぐらい全戸に配ってもいいんじゃないかと。ただ、わが町は100%にもいってないものだから、その辺も、農業関係の人たちも、俺らの農協は余剰まで出ないから、投げるまでないのかなと、その辺も少し緩みもあったのかなと思って自分でやっています。

私も大いにこれやっぱり町長、やれるかやはりパフォーマンスかもしれんけど、やはりそのぐらいの姿勢も見せて行くのもいいのかなと思いますんで、ぜひ予算を組んでいただければ、やっていただきたいなと思ってる1人です。

斎賀委員長

ほかに委員、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

それでは、プレミアム商品券発行事業についてはこれで閉じたいと思いますが、あわせて、牛乳消費もよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、企画政策課所管、5番目、商工業支援事業についてです。

角山企画政策課長

それでは、商工業支援制度についてご説明いたします。

人口減少やコロナウイルス感染症まん延の影響など厳しい状況が続く状況でございますけれども、商工業の活性化を図ることを目的に実施する、商工業経営力向上促進事業、商工業人材育成支援事業、商工業雇用促進事業につきましては、本年度末をもって制度期限を迎えますが、引き続き商工業者に対する支援を図るため、制度内容を刷新または改正したうえで実施を予定しておりますので、その内容についてご説明いたします。

また、事業継承支援を目的に、来年度から新たに実施を予定する、商工業事業承継支援事業について合わせてご説明いたします。

詳細説明につきましては、お配りした資料を基に商工観光係長伊山からご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

伊山商工観光係長

それでは、お手元にお配りをした資料に基づいて、ご説明申し上げます。

まず冒頭でもございましたが、本支援制度につきましては、幌延町で商工業を営む個人事業者、法人事業者に対しまして、体質の強化や人材確保、及び育成を図り、経営改善や経営強化を図るための支援策といたしまして、機械設備等の取得費用を補助いたします幌延町商工業経営力向上促進事業、従業員を新たに雇用了事業者へ補助する幌延町商工業雇用促進事業、従業員の資格取得に係る費用を補助いたします幌延町商工業人材育成支援事業、以上3制度をですね、平成29年度に制定をいたしまして、平成34年、令和4年3月までの5年間の運用をしております。

冒頭で角山課長のほうからご説明申し上げたとおりですね、今年度をもって期限を迎えるこの3制度について、次年度以降も引き続き、運用ができるよう、制度の刷新と一部改正をした上で、次年度以降も支援を継続してまいりたいということでもあります。

引き続き制度の内容についてご説明申し上げますが、まず幌延町商工業経営力向上促進事業の後継といたしまして、幌延町商工業経営力強化実装支援事業の制度刷新内容について端的ではありますが、ご説明申し上げます。

まずですね、大きく変わった部分が、これまで既存の商工会員、並びに商工会に予定するものに対して補助をしていたものですが、今回そこに新たにですね、創業、新たに起業される方、また第2創業ということで、現事業の基盤を維持しながら、新たな分野にも、チャレンジをするという第2創業。また、今の業態を全く違うジャンルで、事業を展開するという新事業展開。こちらを加えですね、それらに要する機械設備等の導入費用に対し補助するというものであります。

既存の制度の中にですね、今後、新たに町で創業しようとする事業者、新しい事業の創業をしようとする事業者への支援策を拡充した支援制度ということになります。

対象者、こちらについては、1から4番までございますが、まずですね、大きく変わったところが、創業、第2創業支援事業展開をされる事業者については、当年度内に機械設備等の導入、事業を完了する個人、法人、こちらを加えております。

また、対象要件といたしまして、こちらについても①番から⑤番までございますが、③番、④番ですね、創業、第2創業、新事業展開について、最低3年間は事業を継続していただきたいということ、また、同じく創業、第2創業、新事業展開、こちらについては、事業が完了した当年度より3年間ですね、新たな事業を展開されるということでもありますので、幌

延町商工会からの経営指導等をいただくことということで付け加えております。

次にですね、補助対象に係る経費、こちらについては、設備投資に係る購入費、これまで消費税地方消費税に相当する額を除いて50万円以上のものを対象としておりましたが、こちらの額をですね、引下げをして30万円以上ということに設定をしております。

また車両の導入に関しましては、専ら事業の用に供するものに限ることとし、新たにこちらについてもですね、条件を明確にしております。

①番から⑤番までございますが、まず運輸、運送業に係る特定車両、建築、建設業等の特定車両、あとは移動販売、こちらについては改造するもの。車体等、こちらについては今も、行っておりますが、補助名、年度名についての印字ということですね。

このほかの事業用であってもですね、汎用性が高く、目的外使用になり得るものというものについては、補助対象外ということで、こちらについては申請の際にですね、多少曖昧になってしまう部分がこれまでもちょっとございまして、ここはちょっと明確にしたほうが良いということで、商工会のほうとお話をした次第です。

ということでですね、移動販売車、こちらについては、仮に普通乗用車を入れてしまった場合は、その改造費ですね、保冷にするのか、物を積めるように積載するのかという用途によるんですけど、改造費用のみを普通乗用車については認めるということにいたします。

続きまして、補助額。こちらについては、創業、第2創業、新事業展開、こちらについては500万円を上限といたします。

次に、既存の会員、また、商工会ではないんですが、幌延町内で事業をされている方、こちらも含めることとし、こちらについては会員になるってことは前提条件になりますが、補助金の限度額200万円ということに設定をさせていただきました。

また本制度についてはですね、上限に達するまで何度でも申請が可能ということで、これまでの制度とそこについては同様に踏まえております。

以上が改正点を踏まえた、商工業経営力強化実装支援事業の制度内容となります。

次に幌延町商工業人材育成支援事業についての改正内容を申し上げます。

こちらについては、補助事業者ですね、申請者がですね、若年者等を雇用して、資格もしくは免許、こういったものの取得に要する研修費、講習、それらにかかります費用の一部を助成するということですね、これを継続することによって、商工業者の持続的な発展と人材育成を促すことを目的に実施してまいりました。

まずこちらですね、対象年齢を今までは60歳以下としていたんですが、これを引上げて、65歳以下までといたします。

次に対象経費。こちらについては取得に要するですね、旅費相当をこれまでも、燃料費の実費であったり、公共交通料金、あとは要綱に示す3千円のうち低い額を対象経費として算出をしておりましたが、こちらをですね、燃料費等々、実績を提示いただければこちらをもとに算出しますということでお話をしていたんですが、なかなかその実績が大変だという事業者さんの声もありまして、こちらを統一いたします。

旅費相当2,300円。こちらについては町の旅費規程にあります日当相当2,300円を基準の金額といたしまして、これに受講日数を掛けた金額、こちらを補助対象経費といたします。

以上がですね、商工業人材育成事業にかかります、制度の改正内容となります。

次に、幌延町商工業雇用促進事業の改正内容を申し上げます。

本制度がですね、新たに従業員を雇用した個人事業者、法人事業者に対しまして、雇用奨励金を交付することにより、地元経済、地元企業の振興及び地域の雇用促進を図ることを目的に実施してまいりました。

改正点ですが、まず対象年齢を60歳から65歳に上げております。

次に交付申請、こちらについては基本的に本事業については3年間の継続使用、継続申請を可能としております。

これまではですね、申請前の常用労働者数、これを上回る形での申請、2年目以降も同様にということで、1増の状態を維持してくださいということだったんですが、近年ですね、雇用の情勢というなかなか人もいないということで、維持するというのも、この要件の中に含めるということで、下回らなければ、3年間の継続支援を受けられるということにいたします。

補助額についてご説明を申し上げますが、現行ですね、1年目50万、2年目30万、3年目20万。こちらを改正いたしまして、1年目から3年目までですね、通して30万円といたします。

なお雇用者がですね、移住されてくる場合、初年度に限り10万円助成、こちらについては継続いたします。

以上がですね、改正点を踏まえた、雇用促進事業の改正内容ということになります。

もう一つ、事業承継もそのまま、もう1本ありますので、よろしいですか。

(斎賀委員長「よろしいです」)

それではお配りしておりますA4横の資料をもとにですね、ご説明申し上げます。

こちらですね、商工業者への新たな支援ということですね、幌延町商工業事業承継支援事業概要について、ご説明申し上げます。

本制度につきましてはですね、町内で商工業を営む事業者から経営を引継ぎ、新たな事業者となり、事業経営をする者に対しまして、経営持続の意欲の喚起と、就業後の定着に資する支援といたしまして制度設計し、奨励金を交付するというものになります。

これによりまして、新規事業者を育成し、経営基盤の早期安定を図ることで、町内商工業の持続的な振興と地域経済の活性化を推進することを目的としています。

この制度がですね、設定されるに至った経緯ということなんですが、令和3年度におけます、幌延町内の商工業者がですね126件、このうち、会員として登録されている方たちですね。が86件の事業者、会員ですね。いらっしやいます。この中でですね86件のうち約27件が、今後恐らく高齢ということが主な要因ではあるんですが、恐らく事業承継が必要になってくるであろうということで、商工会のほうから情報等々いただいております。

今すぐにこの制度が適用になるのかということではないんですが、いずれ高齢化、また後継者含めてですね、様々な問題を抱えている事業者さんもおりますので、備えとして制度設計をしてみたいというふうに考えております。

まず、制度の内容ですが、項目が幾つかございますが、上から順に読み上げますと、一つ目については町内に在住する20歳以上のもので商工業、経営を後継する者、またここで言うですね、貢献するもの、個人と法人ございますが、個人事業者に関しましては、親族内承継、親族外承継。また、法人につきましては、役員、従業員、親族内、親族外、こちらが対

象となります。

また、ちょっとかいつまんでしまって申し訳ないんですが、こちらですね、事業承継する上においては商工会の会員登録を変更するというのが対象になります。法人であれば、代表者、個人であれば、事業主の変更ということになります。

また、これらの条件にですね、合致しないものも幾つかございます。

まずM&Aということで、合併や改修ですね、こういったことで、第三者に今の事業をお渡しをして、対価を得るような、そういったものは対象とはいたしません。

このほかにもですね、フランチャイズ経営ということで、コンビニやファーストフード店のオーナーだとかが入ってきて、これを引き継ぐというものについては認めないということで、そこについては商工会のほうからも、強く言われております。

このほか、公序良俗に反する恐れがあると認められるものであったり、政治または宗教活動に関するもの、こういったものについても、本制度の対象外としております。

あとこのほか補足要件なんですけど、基本的に今の事業を承継する、お渡しする、譲渡人となりますが、この方が幌延町内において、5年以上、5年以上はこの幌延町で事業展開をされていた方。なので、2、3年事業をして、その後引継ぎますと言っても、この事業の対象にはしないということにしております。

また譲受人となる、要は受け手の方ですね、法人であれば、法人登記、登記上ですね本店もしくは、事業所が町内にあることとしております。

個人事業主の方についてはですね、町内に住民登録がある方というふうにしております。

また譲受人、新たに事業を承継し、事業者となる方については、少なからず5年以上は、経営を見込んでいただきたいということですね。

このほか、開業後は、週5日以上、営業することとしております。

このほか、個人事業者におかれましては、町に開業届を提出、法人の場合については、登記が完了するということなどが条件となります。

承継されたですね、事業者に対しましては100万円の奨励金を交付するということになります。

ちなみに交付申請、こちらについては承継後6ヵ月以内に申請をいただきたいということになります。

添付書類については、商工会の会員登録の変更であったり、法人であれば登記の写し、個人であれば廃業、開業届の写し、このほか必要な許認可に関するもの、こういったものを添付していただいて、申請という形になります。

申請後ですね、審査が通れば速やかに奨励金のほうを交付するということになります。1件当たり100万円ということで考えております。

ちょっと足早ですが、以上です。

齋賀委員長

ありがとうございました。

最初に分けてちょっと、改正された支援制度のほうについてまずお聞きしたいと思います。

これについて、改正された支援制度について何か意見、質問ある人は挙手をして指名を受けてから発言してください。

高橋秀明委員

いい制度に変わったなっていう点と、あと、ちょっとお聞きしたいのは、補助額を与える相手として、創業、第2創業、新事業展開、その業者さんと、そして分けてるのは、既存商工会員、分けてますよね。

ですからこれで、既存商工会員というのは、私の個人的に言えばもう500万使っちゃった、5年間で使っちゃった人間なんだけど、これは当たることになるんですかね。既存商工会員また新たな5年度のあれが始まるということですよ。

伊山商工観光係長

お答えいたします。

こちらについては、1度5年間、これまで続けてきたものを刷新しておりますので、新たなまたスタートということになります。なので、一度使った方も、全て使っていない方も全て一律フラットな状態で、制度の利用が可能になります。

高橋秀明委員

私がちょっと問題にするのは、この上限が200万と抑えられてることですね。

これはね、町の考え方にもよると思うんですけども、真面目に営業をして、税金も当たり前前に払って、町民税、その他も満足に払って、どうしてこう500万との差が出るのか。

私個人のことは、余り言わないつもりなんですけども、やはり事業することによって雇用の場が設けれる。そういう事業所がいっぱいあることによって、町が活性化するというんですよ。ですから私の希望は、差をつけないで、同じ500万を使えるように、何でなんなのかという点が今一番質問したい点なんですよ。

それで、もう一つ言えば、雇用の場が生じる。そして、やっぱりこれ大きいんですよ、かつては50万以上だったんだけど今度30万下がりましたよね、半額補助、これやっぱりね私は1千万の補助金を前使って、サロベツ会館をやったときに、やっぱり助かったっていう気があるんですよ。今回スマートホテルは一銭も使っていないんですけどもね。やはり金額の多少によらず、助かるもんですからね、ぜひともこの、既存商工会員も500万にやっていただきたいと。そういう気持ちです。

角山企画政策課長

ただいまの高橋委員のお話ですけれども、既存の経営力向上促進事業につきましては、平成29年から商工業の活性化を目的に進めてまいりましたが、年間使用件数等々鑑みますと、一定程度、ご利用をいただいている部分でございます。

そこで、新たに事業の期限を迎えるに当たって、じゃあ次はどこに力を入れていこうかという部分で、事業者さんが少なくなる中、後継者が少なくなる中、第2創業であったり、新たに幌延町で事業を起こす方、こういった部分について支援を強化しようということで、設けております。

ただ、経営力促進の事業がこれで終わりかということになりますと、まだ、設備投資等々、支援する部分、考えておりますので、金額は少し落とさせてもらいましたが、上限、下限の部分もですね、使いやすい形に直して、刷新した状態で制度運用しようというような考えでございます。

高橋秀明委員

その中でですね、私が何回も同じことを言うことになるんですけども、既存商工会員が200万円に抑えられて、これは情報を商工会の課長からも頂いてるんですけども、ほぼ決定

かなとは思うんですけども、一つの事業者が、会社が、あるいは個人企業であっても、その会社がある程度雇用をつくって、町の中で目立つように大きくなって、いや目立つのが嫌なんかもしれないけども、正直に税務申告して、税金払って、繰り返しになりますけど、その事業者を支援するという意味で、何でこれ500万にならないのか。そういう質問です。

角山企画政策課長

制度の趣旨につきましては先ほど申し上げたとおりなんですけれども、既存商工会員の方でも、第2創業ですね、ここで事業を増やしていく場合は、500万円の上限こちらに当てはまってきますので、一概にその既存の商工会員さんは200万が上限というわけではございませんので、その辺はご理解いただければと思います。

高橋秀明委員

それは既存新しいものをね、正直、厨房器具が前ビッグサイトに行ったとき、ついこの間なんですけども。新しいものがいろいろ出てきて、購入したい調理機器、ゴマンとあるんですよね。それに充てようかなと思ってるんですけど、それは認められませんか。

角山企画政策課長

ちょっと詳しい内容は把握出来ていない状況ですので、制度の範囲内でご利用、ご活用いただければと思います。

斎賀委員長

ほかに。ありませんか。

植村委員

今の話聞いてると、要するに、同じ事業者でも、新しい会社を立ち上げて代表名は一緒でも、新しい会社を立ち上げたときには、この500万対象になりますよっちゅうことで理解していいでしょう。

角山企画政策課長

そうですね。

商工業者さんが少なくなる中で、業種が減るのを違う人がカバーするというのもこの第2創業の中に含まれておりますので、そういった理解でお考えいただければと思います。

植村委員

最後の継承支援事業の中には出てるんですけども、昔からなかったのかな、町税等々使用料、要するにそういったものの未納者は駄目ですよっていうな項目が、ついてないんですけどもそれは、未納者であってもOKっていうことなんですか。

角山企画政策課長

町税を滞納した方は対象にはなりません。

植村委員

書いてるの。

斎賀委員長

うん、右側の⑤。

植村委員

いやちょっと見てなかった、すいません。わかってないんで、これはいいのかなと思って、そこでお聞きして、そういう考え方かなと思いました。

斎賀委員長

ほかに委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

じゃあ次のページ、新しい新規の幌延町商工業承継支援事業、このことについての意見交換したいと思います。

植村委員

非常に後継者助成するためには、額はともあれ、こういうことで補助するというのはいいいことだと思うんですけども、補足要件の1番最初の5年前から町内で事業実績のある方というのが対象になるということだけど、厳しいような気もするんだけども、もうちょっとこれ短く、例えば親が終わったんで、帰ってきて事業したいんだっていう方が恐らく出てくるのかなと思ったりして考えると、ちょっと5年というのは長いのではないかなと思うんですけど、どうですか。

角山企画政策課長

その点で申し上げますと、老舗の方が多く状況ですので、そこに対しては特に、はい。

ただ、やはり地元根づいた事業者さんが引き継いでいくということを念頭に入れておまして、5年ということで規定させていただいております。

植村委員

引き継ぐ人はいきなり来ても大丈夫だと、交付の対象になるんだということですね。私、ごめんなさい、何を勘違いしてみたのかな。ごめんなさい。とんでもない厳しいなと思って、すいません。勘違いしてました。

斎賀委員長

ほかに委員意見ありませんか。

高橋秀之委員

ちょっとお聞きしたいんですけど、ちょっとわがままな願いかもしれないんですけども、奨励金の額なんですけど、事業継承者これ100万の交付ってことになってんですけど、これ、親族内の継承とかなんかだったら、全然100万でも何でも、50万でもこれは問題はないんですけど、株式会社とかそういう会社になってくると、今までの営業状況によって株が10倍なりになったり、まあ減るところもあります。

1千万の株が500万になってる場合もあるんですけど、経営のいいとこなんか見ると、もう5倍、10倍と、それを超して、これ例えなんですけど、建設会社の株式会社って2千万なんです。その10倍だったら2億なんです。譲渡掛けるとしたら。

そういう継承になってくると、この奨励金の100万っていうものは、いいのか、悪いのか。いいのは100万でも貰えればいいと思うんですけど、この辺もうちょっと、何とか考えて、少しこう奨励金の額を分けて出来ないものかなと思うんですけど、どんなんでしょうかね。

何千万分も出せって言ってるんじゃないくてね。こっちが100万なら200万出すよぐらいのとかってそういうあれはならないのかなと思って。それじゃないと、多分、今でも後継者いないのに、ほかの人にその事業を譲る。また、譲ってもらう人もその仕事を続けたいと思って意欲を持ってても、株を譲渡出来ない限り、雇われ社長みたいな感じで雇われるってことになっちゃうんですよ。だけど譲るほうにしてみれば完全に会社を譲ってしまっ、楽になりたいって気持ちがあるんですよ。それが残ることによって楽になれないんですよ。

だからその少しでも手助けするために、この金額はまたどうにかなればいいのかと思うんですけど、まあ無理はいいんですけど、私の考えだけなんで、考える余地があるんだったら考えてほしいだけです。駄目だったら駄目って言ってもらえればそれで結構なんで。

野々村町長

中身的に税制上も含めてあるのは、重々わかりますけど。これ逆に言えば、この住民縛りだとか、住民税払ってる人が社長になれるとか、違うところに住んでいながら、さっきの仮末代、社長継いだとかみたいところがあつたりすると、したら、ただそういうところも同じように、それが動かせるかって言った住民感情としてどうなのかって感じると、俺としてはやっぱり許さんだろうなあとかって思ったら、同じぐらいが1番いいかって、喧嘩にならんかっていうところで、まず取りあえずはここで1回通させていただいて、今後そこら辺の検証が地元に住所を動かしてくれて社長になったとか、そういうことであるのであれば、また、何かをするかとかって、考えていければいいけど、やっぱり雇われ社長みたいになると、雇われママさんと同じで、遠方から来ててもいいわけで、したらその人に継承してくれたって、税として、税金から出せる金っていうのが、どういう勘定で通るかっていうのは、我々としては1番大きなリスクだなと思ってます。

今回、まずはこれでスタートさせていただいて、継承事業、さっき言った、酪農家も同じ第3継承、財産も何もなくて借金しなきゃなんないときに、100万ぐらいもらったってとかって話で、おんなじ似たようなところがあつて、その辺をまず、今回は新たなこういう事業ですので、取りあえず、同等の住民、ここにいる小さな小規模体であろうと何であろうと、全員、住民個々に籍を持ってる人はそういうふうにして、幾ばくかだけでもおめでどうっていう、こういうお金を少しでもお手伝いしてあげてやればなというところなんで、ちょっと今回、考えます。一生懸命考えるけど、今回はこれで何とか通させていただければと思います。

斎賀委員長

ほかに、委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ないようですので、企画政策課所管、商工業支援事業を閉じて、企画政策課の調査事業を全て閉じたいと思います。ありがとうございました。

山下企画政策G主幹

先ほど無量谷委員のほうから、令和3年12月末のですね、問寒別の人口299人ということで、そのうちの年齢の65歳以上の構成ということでご質問あった件ですけれども、ちょっとあの地区を限定した年齢細かく、ちょっと出すということが、ちょっと仕組み上なかなか難しく、ちょっとピンポイントにはなってしまうんですが、65歳以上で、96人ということになっております。32%程度ということでございます。

梶企画調整係長

私のほうから産業地域振興センターの改修工事費の内訳ということで、一応工事請負費になりますので、ちょっと直接工事費の内訳だけでお伝えさせていただければと思うんですけども、直接工事費が税抜で8,800万程度でございます。

そのうち、空調設備がちょっとほかの経費も若干入ってると思うんですけども7,270万円程度。換気が500万円。防水が1,028万3千円というようなことでございます。

齋賀委員長

委員、皆さんよろしいですか。

(「はい」の声あり)

それでは、その他何かありますか。

(「ありません」の声あり)

では以上をもちまして、令和4年第1回のまちづくり常任委員会の全ての調査事項を閉じたいと思います。

ご苦勞様でした。

(16時25分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来